

【本則関係】

○ 空港整備法（昭和三十一年法律第八十号）（本則第一条関係） . . . . . 1

○ 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）（本則第二条関係） . . . . . 29

【附則関係】

○ 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十二年法律第八十号）（附則第十四条関係） . . . . . 54

○ 離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）（附則第十五条関係） . . . . . 55

○ 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）（附則第十六条関係） . . . . . 56

○ 奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）（附則第十七条関係） . . . . . 57

○ 国有資産等所在市町村交付金法（昭和三十一年法律第八十二号）（附則第十八条関係） . . . . . 58

○ 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）（附則第二十条関係） . . . . . 61

○ 公共用地の取得に関する特別措置法（昭和三十六年法律第五十号）（附則第二十一条関係） . . . . . 66

○ 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（附則第二十二条関係） . . . . . 67

○ 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第一百十号）（附則第二十三条関係） . . . . . 68

○ 航空機燃料譲与税法（昭和四十七年法律第十三号）（附則第二十四条関係） . . . . . 69

○ 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法（昭和五十三年法律第二十六号）（附則第二十五条関係） . . . . . 70

○ 関西国際空港株式会社法（昭和五十九年法律第五十三号）（附則第二十六条関係） . . . . . 71

○ 貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）（附則第二十七条関係） . . . . . 72

○ 地価税法（平成三年法律第六十九号）（附則第二十八条関係） . . . . . 73

○ 環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）（附則第二十九条関係） . . . . . 74

○ 中部国際空港の設置及び管理に関する法律（平成十年法律第三十六号）（附則第三十条関係） . . . . . 75

○ 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）（附則第三十一条関係） . . . . . 76

○ 社会資本整備重点計画法（平成十五年法律第二十号）（附則第三十二条関係） . . . . . 77

○ 成田国際空港株式会社法（平成十五年法律第二百二十四号）（附則第三十三条関係） . . . . . 78

○	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百二十二号）（附則第三十四条関係）	79
○	武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律（平成十六年法律第百十四号）（附則第三十五条関係）	80
○	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（附則第三十六条関係）	81
○	広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成十九年法律第五十二号）（附則第三十七条関係）	85
○	国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）（附則第三十九条関係）	86

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p style="text-align: center;">空 港 法</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第三条）</p> <p>第二章 空港管理者（第四条・第五条）</p> <p>第三章 工事費用の負担等（第六条―第十一条）</p> <p>第四章 空港の管理等</p> <p>  第一節 通則（第十二条―第十四条）</p> <p>  第二節 空港機能施設事業（第十五条―第二十三条）</p> <p>第五章 雑則（第二十四条―第三十六条）</p> <p>第六章 罰則（第三十七条―第四十三条）</p> <p>附則</p> <p>  第一章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、空港の設置及び管理を効果的かつ効率的に行うための措置を定めることにより、環境の保全に配慮しつつ、空港の利用者の便益の増進を図り、もつて航空の総合的な発達に資するとともに、我が国の産業、観光等の国際競争力の強化及び地域経済の活性化その他の地域の活力</p>	<p style="text-align: center;">空 港 整 備 法</p> <p>（この法律の目的）</p> <p>第一条 この法律は、空港の整備を図るため、その設置、管理、費用の負担等に関する事項を定め、もつて航空の発達に寄与することを目的とする。</p>

の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「空港」とは、公共の用に供する飛行場（附則第  
二条第一項の政令で定める飛行場を除く。）をいう。

(空港の設置及び管理に関する基本方針)

第三条 国土交通大臣は、空港の設置及び管理に関する基本方針（以下「基  
本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 空港の設置及び管理の意義及び目標に関する事項
- 二 空港の整備に関する基本的な事項
- 三 空港の運営に関する基本的な事項
- 四 空港とその周辺の地域との連携の確保に関する基本的な事項
- 五 空港の周辺における騒音その他の航空機の運航により生ずる障害の防  
止及び損失の補償並びに生活環境の改善に関する基本的な事項
- 六 地理的、経済的又は社会的な観点からみて密接な関係を有する空港相

(空港の定義及び種類)

第二条 この法律で「空港」とは、主として航空運送の用に供する公共用飛  
行場であつて、次に掲げるものをいう。

- 一 第一種空港 成田国際空港、中部国際空港、関西国際空港及び国際航  
空路線に必要な飛行場であつて政令で定めるもの
- 二 第二種空港 主要な国内航空路線に必要な飛行場であつて、政令で定  
めるもの
- 三 第三種空港 地方的な航空運送を確保するため必要な飛行場であつて  
、政令で定めるもの

2 前項各号の政令においては、空港の名称及び位置を明らかにしなければ  
ならない。

[新規]

互間の連携の確保に関する基本的な事項

七 前各号に掲げるもののほか、空港の設置及び管理に関する基本的な事項

3 基本方針は、空港の設置及び管理を行う者（以下「空港管理者」という。）  
。 国、関係地方公共団体、関係事業者、地域住民その他の関係者の相互の密接な連携及び協力の下に、空港の設置及び管理を効果的かつ効率的に行い、環境の保全に配慮しつつ、空港の利用者の便益の増進を図り、もつて航空の総合的な発達に資するとともに、我が国の産業、観光等の国際競争力の強化及び地域経済の活性化その他の地域の活力の向上が図られるべきことを基本理念として定めるものとする。

4 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、交通政策審議会の意見を聴くものとする。ただし、交通政策審議会が軽微な事項と認めるものについては、この限りでない。

5 関係地方公共団体は、基本方針に関し、国土交通大臣に対し、意見を申し出ることができる。

6 国土交通大臣は、基本方針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

## 第二章 空港管理者

（国際航空輸送網又は国内航空輸送網の拠点となる空港の設置及び管理）

第四条 次に掲げる空港は、国土交通大臣が設置し、及び管理する。

一 成田国際空港

二 東京国際空港

三 中部国際空港

（第一種空港の設置及び管理）

第三条 第一種空港は、国土交通大臣が設置し、及び管理する。

四 関西国際空港

五 前各号に掲げるもののほか、国際航空輸送網又は国内航空輸送網の拠点となる空港として政令で定めるもの

2 前項第一号から第四号までに掲げる空港の位置は政令で定め、同項第五号の政令においては、空港の名称及び位置を明らかにするものとする。

3 第一項の規定にかかわらず、成田国際空港は成田国際空港株式会社が、関西国際空港は関西国際空港株式会社がそれぞれ設置し、及び管理する。

4 (略)

〔削除〕

(国際航空輸送網又は国内航空輸送網を形成する上で重要な役割を果たす空港の設置及び管理)

第五条 前条第一項各号に掲げる空港以外の空港であつて、国際航空輸送網

〔新規〕

2 前項の規定にかかわらず、成田国際空港は成田国際空港株式会社が、関西国際空港は関西国際空港株式会社がそれぞれ設置し、及び管理する。

3 (略)

(第二種空港の設置及び管理)

第四条 第二種空港は、国土交通大臣が設置し、及び管理する。

2 国土交通大臣は、当該空港の管理上適切であると認めるときは、前項の規定にかかわらず、申請により地方公共団体に第二種空港を管理させることができる。この場合において、利害関係があると認められる地方公共団体があるときは、あらかじめ、その意見をきかなければならない。

3 地方公共団体は、前項前段の申請をしようとするとき、又は同項後段の規定により意見を述べようとするときは、その議会の議決を経なければならない。

4 第二項の規定により第二種空港を管理する地方公共団体は、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）の規定の適用については、飛行場の設置者とみなす。

(第三種空港の設置及び管理)

第五条 第三種空港は、政令で定める関係地方公共団体が協議して定める地

又は国内航空輸送網を形成する上で重要な役割を果たすものとして政令で定める空港（以下「地方管理空港」という。）は、政令で定める関係地方公共団体が協議して定める地方公共団体が設置し、及び管理する。

2| 前項の空港を定める政令においては、空港の名称及び位置を明らかにするものとする。

3| 第一項の規定による協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

4| (略)

### 第三章 工事費用の負担等

(第四条第一項第五号に掲げる空港における工事費用の負担等)

第六条 国土交通大臣がその設置し、及び管理する第四条第一項第五号に掲げる空港において、一般公衆の利用に供する目的で滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン若しくは照明施設（以下「滑走路等」という。）の新設若しくは改良又は政令で定める空港用地（以下単に「空港用地」という。）の造成若しくは整備の工事を施行する場合には、その工事に要する費用は、国がその三分の二を、当該空港の存する都道府県がその三分の一をそれぞれ負担する。

2・3 (略)

[削除]

方公共団体が設置し、及び管理する。

[新規]

2| 前項の規定による協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

3| (略)

(第二種空港における工事費用の負担等)

第六条 国土交通大臣がその設置し、又は管理する第二種空港において、一般公衆の利用に供する目的で滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン若しくは照明施設（以下「滑走路等」という。）の新設若しくは改良又は政令で定める空港用地（以下単に「空港用地」という。）の造成若しくは整備の工事を施行する場合には、その工事に要する費用は、国がその三分の二を、当該空港の存する都道府県がその三分の一をそれぞれ負担する。

2・3 (略)

第八条 地方公共団体がその管理する第二種空港において、一般公衆の利用

に供する目的で滑走路等の新設若しくは改良又は空港用地の造成若しくは整備の工事を施行する場合には、その工事に要する費用は、国がその百分の五十五を、当該地方公共団体がその百分の四十五をそれぞれ負担する。

(地方管理空港における工事費用の負担等)

第八条 地方公共団体がその設置し、及び管理する地方管理空港において、一般公衆の利用に供する目的で滑走路等の新設若しくは改良又は空港用地の造成若しくは整備の工事を施行する場合には、その工事に要する費用は、国及び当該地方公共団体がそれぞれその百分の五十を負担する。

2 地方公共団体は、前項の工事を施行しようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。

3 国土交通大臣は、前項の同意をする場合には、第一項の規定により国が負担することとなる金額が予算の金額を超えない範囲内とするものとする。

4 地方公共団体がその設置し、及び管理する地方管理空港において、一般公衆の利用に供する目的で排水施設、護岸、道路、自動車駐車場又は橋(第十条第三項において「排水施設等」という。)の新設又は改良の工事を施行する場合には、国は、予算の範囲内で、当該工事に要する費用の百分

2 地方公共団体は、前項の工事を施行しようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。

3 国土交通大臣は、前項の同意をする場合には、第一項の規定により国が負担することとなる金額が予算の金額をこえない範囲内で行わなければならない。

4 地方公共団体がその管理する第二種空港において、一般公衆の利用に供する目的で排水施設、護岸、道路、自動車駐車場又は橋(以下「排水施設等」という。)の新設又は改良の工事を施行する場合には、国は、予算の範囲内で、当該工事に要する費用の百分の五十五以内を当該地方公共団体に対して補助することができる。

(第三種空港における工事費用の負担等)

第九条 地方公共団体がその設置し、又は管理する第三種空港において、一般公衆の利用に供する目的で滑走路等の新設若しくは改良又は空港用地の造成若しくは整備の工事を施行する場合には、その工事に要する費用は、国及び当該地方公共団体がそれぞれその百分の五十を負担する。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

[新規]

3 地方公共団体がその設置し、又は管理する第三種空港において、一般公衆の利用に供する目的で排水施設等の新設又は改良の工事を施行する場合には、国は、予算の範囲内で、当該工事に要する費用の百分の五十以内を当該地方公共団体に対して補助することができる。



の五十以内を当該地方公共団体に対して補助することができる。

(災害復旧工事の費用の負担等)

第九条 国土交通大臣がその設置し、及び管理する第四条第一項第五号に掲げる空港において、滑走路等又は空港用地の災害復旧工事（地震、高潮その他の異常な天然現象により生じた災害によって必要となつた工事であつて、政令で定めるものをいう。以下同じ。）を施行する場合には、その工事に要する費用は、国がその百分の八十を、当該空港の存する都道府県がその百分の二十をそれぞれ負担する。

2・3 (略)

第十条 地方公共団体がその設置し、及び管理する地方管理空港において、滑走路等又は空港用地の災害復旧工事を施行する場合には、その工事に要する費用は、国がその百分の八十を、当該地方公共団体がその百分の二十をそれぞれ負担する。

2 (略)

3 地方公共団体がその設置し、及び管理する地方管理空港において、排水施設等の災害復旧工事を施行する場合には、国は、予算の範囲内において、その工事に要する費用の百分の八十以内を当該地方公共団体に対して補助することができる。

(兼用工作物の工事の施行等)

第十一条 空港（第四条第一項各号に掲げる空港及び地方管理空港に限る。

）の施設で他の工作物と効用を兼ねるものの工事の施行、維持及び費用の負担については、当該空港を設置し、及び管理する国土交通大臣、成田国

(災害復旧工事の費用の負担等)

第十条 国土交通大臣がその設置し、又は管理する第二種空港において、滑走路等又は空港用地の災害復旧工事（地震、高潮その他の異常な天然現象により生じた災害によって必要となつた工事であつて、政令で定めるものをいう。以下同じ。）を施行する場合には、その工事に要する費用は、国がその百分の八十を、当該空港の存する都道府県がその百分の二十をそれぞれ負担する。

2・3 (略)

第十一条 地方公共団体がその管理する第二種空港又はその設置し、若しくは管理する第三種空港において、滑走路等又は空港用地の災害復旧工事を施行する場合には、その工事に要する費用は、国がその百分の八十を、当該地方公共団体がその百分の二十をそれぞれ負担する。

2 (略)

3 地方公共団体がその管理する第二種空港又はその設置し、若しくは管理する第三種空港において、排水施設等の災害復旧工事を施行する場合には、国は、予算の範囲内において、その工事に要する費用の百分の八十以内を当該地方公共団体に対して補助することができる。

(兼用工作物の工事の施行等)

第十二条 空港の施設で他の工作物と効用を兼ねるものの工事の施行、維持

及び費用の負担については、当該空港を設置し、又は管理する国土交通大臣、成田国際空港株式会社、関西国際空港株式会社、中部国際空港の設置

際空港株式会社、関西国際空港株式会社、中部国際空港の設置及び管理に関する法律第四条第一項の規定による指定を受けた者又は地方公共団体と当該工作物の管理者とが協議して定めるものとする。

#### 第四章 空港の管理等

##### 第一節 通則

###### (空港供用規程)

第十二条 空港管理者は、次に掲げる事項について空港供用規程を定め、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 一 運用時間その他の空港が提供するサービスの内容に関する事項
- 二 前号のサービスの利用者その他の者が遵守すべき事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、空港の供用に関する事項として国土交通省令で定める事項

2 空港管理者（国土交通大臣を除く。次条において同じ。）は、前項の空港供用規程を定めようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 国土交通大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、基本方針に適合するものであるかどうかを審査して、これをするものとする。

###### (着陸料等)

第十三条 空港管理者は、着陸料等（着陸料その他の滑走路等の使用に係る料金をいう。以下同じ。）を定めようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様

及び管理に関する法律第四条第一項の規定による指定を受けた者又は地方公共団体と当該工作物の管理者とが協議して定めるものとする。

###### [新規]

###### [新規]

とする。

2 国土交通大臣は、前項の規定による届出がされた着陸料等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、空港管理者に対し、期限を定めてその着陸料等を変更すべきことを命ずることができる。

- 一 特定の利用者に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき。
- 二 社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、利用者が当該空港を利用することを著しく困難にするおそれがあるものであるとき。

(協議会)

第十四条 空港管理者は、空港の利用者の利便の向上を図るために必要な協議を行うための協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 空港管理者

二 次条第三項に規定する指定空港機能施設事業者、航空運送事業者（航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十八項に規定する航空運送事業を経営する者をいう。）その他の事業者であつて当該空港の利用者の利便の向上に関する事業を実施すると見込まれる者

三 関係行政機関、関係地方公共団体、学識経験者、観光関係団体、商工関係団体その他の空港管理者が必要と認める者

3 第一項の規定により協議会を組織する空港管理者は、同項に規定する協議を行う旨を前項第二号に掲げる者に通知しなければならない。

4 前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る協議に応じなければならない。

5 協議会は、必要があると認めるときは、その構成員以外の関係行政機関

〔新規〕

及び事業者に対し、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

6 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。

7 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

## 第二節 空港機能施設事業

(空港機能施設の建設及び管理を行う者の指定)

第十五条 国土交通大臣は、次に掲げる要件を備えていると認められるものを、その申請により、空港ごとに国管理空港(第四条第一項第二号及び第五号に掲げる空港をいう。第二十三条において同じ。)において空港機能施設事業(空港機能施設(各空港においてその機能を確保するために必要な航空旅客若しくは航空貨物の取扱施設又は航空機給油施設をいう。)を建設し、又は管理する事業をいう。以下同じ。)を行う者として指定することができる。

一 基本方針に従つて空港機能施設事業を行うことについて適正かつ確実な計画を有すると認められること。

二 基本方針に従つて空港機能施設事業を行うことについて十分な経理的基礎及び技術的能力を有すると認められること。

2 国土交通大臣は、前項の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定による指定をしないものとする。

一 成年被後見人又は被保佐人

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

[新規]

三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

四 法人又は団体であつて、その役員のうち前三号のいずれかに該当する者があること。

3 国土交通大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該指定を受けた者（以下「指定空港機能施設事業者」という。）の氏名又は名称及び住所を公示するものとする。

4 指定空港機能施設事業者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更しようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならない。

5 国土交通大臣は、前項の規定による届出があつたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示するものとする。

〔旅客取扱施設利用料〕

第十六条 航空旅客の取扱施設を管理する事業を行う指定空港機能施設事業者は、旅客取扱施設利用料（航空旅客の取扱施設の利用について旅客から徴収する料金（旅客の利益に及ぼす影響が小さいものとして国土交通省令で定める料金を除く。）をいう。以下同じ。）を定めようとするときは、その上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 国土交通大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであるかどうかを審査して、これをするものとする。

3 第一項の指定空港機能施設事業者は、同項の規定による認可を受けた旅客取扱施設利用料の上限の範囲内で旅客取扱施設利用料を定め、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとする

〔新規〕

きも、同様とする。

4 国土交通大臣は、前項の規定による届出がされた旅客取扱施設利用料が特定の利用者に対し不当な差別的取扱いをするものであるときは、当該指定空港機能施設事業者に対し、期限を定めてその旅客取扱施設利用料を変更すべきことを命ずることができる。

5 第一項の指定空港機能施設事業者は、第三項の規定による届出をした旅客取扱施設利用料をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

〔合併及び分割〕

第十七条 指定空港機能施設事業者たる法人の合併及び分割は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

〔区分経理〕

第十八条 指定空港機能施設事業者は、国土交通省令で定めるところにより、空港機能施設事業に係る経理とその他の事業に係る経理とを区分して整理しなければならない。

〔監督命令〕

第十九条 国土交通大臣は、空港機能施設事業の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定空港機能施設事業者に対し、業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

〔事業の休止及び廃止〕

第二十条 指定空港機能施設事業者は、空港機能施設事業の全部又は一部を

〔新規〕

〔新規〕

〔新規〕

〔新規〕

休止し、又は廃止しようとするときは、国土交通大臣の許可を受けなければならぬ。

(指定の取消し)

第二十一条 国土交通大臣は、指定空港機能施設事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第十五条第一項の規定による指定を取り消すことができる。

- 一 空港機能施設事業を適正に行うことができないと認められるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したとき。
- 三 第十九条の規定による命令に違反したとき。

2 国土交通大臣は、指定空港機能施設事業者が前条の規定による空港機能施設事業の全部の廃止の許可を受けたときは、第十五条第一項の規定による指定を取り消すものとする。

3 国土交通大臣は、前二項の規定により第十五条第一項の規定による指定を取り消したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示するものとする。

(指定を取り消した場合における措置)

第二十二条 指定空港機能施設事業者は、前条第一項又は第二項の規定により第十五条第一項の規定による指定を取り消されたときは、その空港機能施設事業の全部を、国土交通大臣又は当該空港機能施設事業の全部を承継するものとして国土交通大臣が指定する指定空港機能施設事業者に引き継がなければならない。ただし、当該空港機能施設事業が行われている空港の供用が廃止される場合においては、この限りでない。

2 前項に規定するもののほか、前条第一項又は第二項の規定により第十五

[新規]

[新規]

条第一項の規定による指定を取り消された場合における空港機能施設事業の引継ぎその他の必要な事項は、国土交通省令で定める。

(地方管理空港における空港機能施設事業)

第二十三条 地方公共団体は、その設置し、及び管理する地方管理空港における空港機能施設事業について、国管理空港における空港機能施設事業に対する規制に準じて政令で定める基準に従い、条例で、空港の利用者の便益の増進を図るため必要な規制をすることができる。

## 第五章 雑則

(認可等の条件)

第二十四条 国土交通大臣は、この法律に規定する認可、指定又は許可(次項において「認可等」という。)に条件又は期限を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件又は期限は、認可等の趣旨に照らして、又は認可等に係る事項の確実な実施を図るため必要最小限のものでなければならぬ。

(土地等の帰属)

第二十五条 第六条第一項若しくは第八条第一項の規定により国及び地方公共団体が費用を負担した工事又は同条第四項の規定により国が費用を補助した工事のために取得した土地、工作物その他の物件は、国が設置し、及び管理する第四条第一項第五号に掲げる空港にあつては国に、地方管理空港にあつては当該空港を設置し、及び管理する地方公共団体に帰属する。当該工事によつて生じた土地、工作物その他の物件についても、同様とす

[新規]

[新規]

(土地等の帰属)

第十三条 第六条第一項、第八条第一項若しくは第九条第一項の規定により国及び地方公共団体が費用を負担した工事又は第八条第四項若しくは第九条第三項の規定により国が費用を補助した工事のために取得した土地、工作物その他の物件は、第二種空港にあつては国に、第三種空港にあつては当該空港を設置し、又は管理する地方公共団体に帰属する。当該工事によつて生じた土地、工作物その他の物件についても同様とする。



る。

〔削除〕

第二十六条 普通財産である国有財産（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第二条の国有財産をいう。次条において同じ。）で地方管理空港の範囲内にあるものは、同法第二十二条の規定にかかわらず、当該空港を設置し、及び管理する地方公共団体に無償で貸し付けることができる。

（不用となつた国有財産の譲与）

第二十七条 国が設置し、及び管理する第四条第一項第五号に掲げる空港又は地方管理空港の供用の廃止又は範囲の変更があつた場合においては、国は、国有財産法第二十八条の規定にかかわらず、当該空港の範囲内又は当

（国有財産の管理の委託）

第十四条 第四条第二項の規定により地方公共団体に第二種空港を管理させる場合は、国土交通大臣は、当該地方公共団体に当該空港の範囲内にある国有財産（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第二条の国有財産をいう。以下同じ。）の管理を委託するものとする。ただし、国において必要なものは、この限りでない。

2 前項の規定により国有財産の管理を委託された地方公共団体は、当該国有財産を他人に使用又は収益をさせようとするときは、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

3 第一項の規定により地方公共団体が管理を委託された国有財産については、当該地方公共団体において管理の費用を負担する。この場合において、当該国有財産の使用料及び賃賃料は、当該地方公共団体の収入とする。

（国有財産の無償貸付）

第十五条 普通財産である国有財産で第三種空港の範囲内にあるものは、国有財産法第二十二条の規定にかかわらず、当該空港を設置し、又は管理する地方公共団体に無償で貸し付けることができる。

（不用となつた国有財産の譲与）

第十六条 第二種空港又は第三種空港の供用の廃止又は範囲の変更があつた場合においては、国は、国有財産法第二十八条の規定にかかわらず、当該空港の範囲内又は当該空港の範囲から除かれた区域内に存する不用となつ

該空港の範囲から除かれた区域内に存する不用となつた土地、工作物その他の物件のうち、普通財産である国有財産を、当該空港又は当該空港の範囲から除かれた部分につき第六条第一項若しくは第二項若しくは第八条第一項の規定により費用を負担し、又は同条第四項に規定する工事の費用を負担した地方公共団体に、その負担した費用の額の範囲内において譲与することができる。

〔東京国際空港の特例〕

第二十八条 国は、東京国際空港緊急整備事業（東京国際空港における滑走路、着陸帯、誘導路及び照明施設の新設の工事並びにこれらに附帯する工事に係る事業で、国土交通大臣が航空輸送需要に対応するため緊急に行う必要があると認めて、当該事業が行われる区域を告示したものをいう。次条において同じ。）の円滑な推進を図るために必要な資金の確保に努めるものとする。

第二十九条 地方公共団体は、総務大臣と協議の上、国に対し、東京国際空港緊急整備事業に要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し付けることができる。

2 前項の規定による資金の貸付けに係る借入金は、社会資本整備事業特別会計の空港整備勘定に帰属するものとする。

3 国土交通大臣は、第一項の規定による資金の貸付けを受けようとするときは、毎年度、あらかじめ、当該年度の東京国際空港緊急整備事業の内容及びこれに要する費用について、同項の地方公共団体と協議するものとする。

た土地、工作物その他の物件のうち、普通財産である国有財産を、当該空港又は当該空港の範囲から除かれた部分につき第六条第一項若しくは第二項、第八条第一項若しくは第九条第一項の規定により費用を負担し、又は第八条第四項若しくは第九条第三項に規定する工事の費用を負担した地方公共団体に、その負担した費用の額の範囲内において譲与することができる。

〔新規〕

〔新規〕

第三十条 国土交通大臣は、必要があると認めるときは、東京国際空港における航空機の発着回数その他の同空港の供用の条件に関し、前条第一項の規定により資金を貸し付けている地方公共団体から意見を聴くものとする。

2 国土交通大臣は、前項の規定により地方公共団体から意見を聴いた場合において、必要があると認めるときは、東京国際空港の供用の条件に関し、適当と認める措置を講ずるものとする。

(北海道の特例)

第三十一条 国は、北海道の区域内の国が設置し、及び管理する第四条第一項第五号に掲げる空港又は地方管理空港の設置及び管理に要する費用については、政令で定めるところにより、第六条第一項、第八条第一項、第九条第一項若しくは第十条第一項に規定する負担割合以上の負担又は第八条第四項若しくは第十条第三項に規定する補助率以上の補助をすることができる。

(報告徴収及び立入検査)

第三十二条 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、空港管理者(国土交通大臣を除く。次項及び次条において同じ。)及び指定空港機能施設事業者に対し、その業務又は経理の状況に関し報告をさせることができる。

2 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、空港管理者及び指定空港機能施設事業者の事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況若しくは事業の用に供する施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

[新規]

(北海道の特例)

第十七条 国は、北海道の区域内の第二種空港又は第三種空港の設置又は管理に要する費用については、政令で定めるところにより、第六条第一項、第八条第一項、第九条第一項、第十条第一項若しくは第十一条第一項に規定する負担割合以上の負担又は第八条第四項、第九条第三項若しくは第十条第三項に規定する補助率以上の補助をすることができる。

[新規]

3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示するものとする。

4 第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(指導等)

第三十三条 国土交通大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、基本方針に即し、空港管理者、指定空港機能施設事業者その他の空港の設置又は管理と密接な関連を有する者に対し、当該空港の効果的かつ効率的な設置及び管理を図るため必要な指導、助言及び勧告をすることができる。

(権限の委任)

第三十四条 この法律の規定により国土交通大臣の権限に属する事項は、国土交通省令で定めるところにより、地方航空局長に行わせることができる。

2 地方航空局長は、国土交通省令で定めるところにより、前項の規定によりその権限に属させられた事項の一部を地方航空局の事務所の長に行わせることができる。

(政令への委任)

第三十五条 (略)

(経過措置)

第三十六条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合にお

[新規]

[新規]

(政令への委任)

第十八条 (略)

[新規]

いては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

## 第六章 罰則

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条第二項の規定による認可を受けず、又は認可を受けた空港供用規程によらないで、空港を供用した者
- 二 第十三条第一項の規定による届出をしないで、又は届け出た着陸料等によらないで、着陸料等を収受した者
- 三 第十三条第二項の規定による命令に違反して、着陸料等を収受した者
- 四 第三十二条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 五 第三十二条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者

第三十八条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定空港機能施設事業者の役員（法人でない指定空港機能施設事業者にあつては、当該指定を受けた者。以下同じ。）又は職員は、百万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第三項の規定による届出をしないで、又は届け出た旅客取扱施設利用料によらないで、旅客取扱施設利用料を収受したとき。
- 二 第十六条第四項の規定による命令に違反して、旅客取扱施設利用料を

〔新規〕

〔新規〕

収受したとき。

第三十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十七条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

〔新規〕

第四十条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定空港機能施設事業者の役員又は職員は、百万円以下の過料に処する。

〔新規〕

- 一 第十九条の規定による命令に違反したとき。
- 二 第二十条の規定に違反して、空港機能施設事業の全部又は一部を休止し、又は廃止したとき。

第四十一条 第十二条第一項の規定に違反して、空港供用規程の公表をせず

〔新規〕

、又は虚偽の公表をした者は、五十万円以下の過料に処する。

第四十二条 第十六条第五項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をし

〔新規〕

た指定空港機能施設事業者の役員又は職員は、五十万円以下の過料に処する。

第四十三条 第二十三条の規定に基づく条例には、これに違反した者に対し

〔新規〕

、百万円以下の罰金又は百万円以下の過料に処する旨の規定を設けることができる。

附則

附則

(施行期日)

第一条 (略)

(共用空港における基本方針等)

第二条 国土交通大臣は、当分の間、基本方針において、第三条第二項各号に掲げるもののほか、共用空港（自衛隊の設置する飛行場及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づき施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条第四項(a)の規定に基づき日本政府又は日本国民が使用する飛行場であつて公共の用に供するものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する一般公衆の便益の増進に関する事項を定めるものとする。

2 前項の政令においては、共用空港の名称及び位置を明らかにするものとする。

(自衛隊共用空港における工事費用の負担等)

第三条 国土交通大臣が自衛隊の設置する共用空港（第四条第一項各号に掲げる空港又は地方管理空港の機能を果たすものとして政令で定めるものに限る。以下この条において「自衛隊共用空港」という。）において、一般公衆の利用に供する目的で滑走路等の新設若しくは改良又は空港用地の造成若しくは整備の工事を施行する場合には、当分の間、その工事に要する費用は、国がその三分の二を、当該自衛隊共用空港の存する都道府県がその三分の一をそれぞれ負担する。

2 (略)

3 第六条第二項及び第三項、第七条、第九条、第二十七条並びに第三十一

(施行期日)

1 (略)

[新規]

2 国土交通大臣が自衛隊の設置する飛行場（空港の機能を果たすものとして政令で定めるものに限る。以下「共用飛行場」という。）において、一般公衆の利用に供する目的で滑走路等の新設若しくは改良又は空港用地の造成若しくは整備の工事を施行する場合には、当分の間、その工事に要する費用は、国がその三分の二を、当該共用飛行場の存する都道府県がその三分の一をそれぞれ負担する。

3 (略)

[新規]

条の規定は、自衛隊共用空港について準用する。この場合において、第六条第二項中「前項」とあるのは「附則第三条第一項」と、「設置」とあるのは「一般公衆への供用」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「附則第三条第一項」と、「前二項」とあるのは「同項の規定及び同条第三項において準用する前項」と、第七条第一項中「設置」とあるのは「一般公衆への供用」と、「前条第一項又は第二項」とあるのは「附則第三条第一項の規定又は同条第三項において準用する前条第二項」と、第二十七条中「供用」とあるのは「一般公衆への供用」と、「第六条第一項若しくは第二項若しくは第八条第一項の規定により費用を負担し、又は同条第四項に規定する工事の費用を負担した地方公共団体」とあるのは「附則第三条第一項の規定又は同条第三項において準用する第六条第二項の規定により費用を負担した都道府県」と、第三十一条中「第六条第一項、第八条第一項、第九条第一項若しくは第十条第一項に規定する負担割合以上の負担又は第八条第四項若しくは第十条第三項に規定する補助率以上の補助」とあるのは「附則第三条第一項の規定又は同条第三項において準用する第九条第一項に規定する負担割合以上の負担」と読み替えるものとする。

〔削除〕

4 | 第二条第二項、第六条第二項及び第三項、第七条、第十条、第十六条並びに第十七条の規定は、共用飛行場について準用する。この場合において、第二条第二項中「前項各号」とあるのは「附則第二項」と、第六条第二項中「前項」とあるのは「附則第二項」と、「設置」とあるのは「一般公衆への供用」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「附則第二項」と、「前二項」とあるのは「同項の規定及び附則第四項において準用する第六条第二項」と、第七条第一項中「設置」とあるのは「一般公衆への供用」と、「前条第一項又は第二項」とあるのは「附則第二項の規定又は附則第四項において準用する第六条第二項」と、第十六条中「供用」とあるのは



〔共用空港における協議会〕

第四条 第十四条の規定は、当分の間、共用空港について準用する。この場合において、同条第一項、第二項第一号及び第三号並びに第三項中「空港管理者」とあるのは「国土交通大臣」と、同条第一項及び第二項第二号中「の利用者」とあるのは「を利用する一般公衆」と、同号中「次条第三項」とあるのは「附則第五条第一項において準用する次条第三項」と読み替えるものとする。

〔共用空港における空港機能施設事業等〕

第五条 第十五条から第二十二條まで、第三十二條及び第三十三條の規定は、当分の間、共用空港において空港機能施設事業を行う者について準用する。この場合において、第十五條第一項中「国管理空港（第四條第一項第二号及び第五号に掲げる空港をいう。第二十三條において同じ。）」とあるのは、「附則第二條第一項に規定する共用空港」と読み替えるものとする。

「一般公衆への供用」と、「第六條第一項若しくは第二項、第八條第一項若しくは第九條第一項の規定により費用を負担し、又は第八條第四項若しくは第九條第三項に規定する工事の費用を負担した地方公共団体」とあるのは「附則第二項の規定又は附則第四項において準用する第六條第二項の規定により費用を負担した都道府県」と、第十七條中「第六條第一項、第八條第一項、第九條第一項、第十條第一項若しくは第十一條第一項に規定する負担割合以上の負担又は第八條第四項、第九條第三項若しくは第十一條第三項に規定する補助率以上の補助」とあるのは「附則第二項の規定又は附則第四項において準用する第十條第一項に規定する負担割合以上の負担」と読み替えるものとする。

〔新規〕

〔新規〕

る。

- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定共用空港機能施設事業者（共用空港において空港機能施設事業を行う者であつて、前項において準用する第十五条第一項の規定による指定を受けたものをいう。以下この条において同じ。）の役員（法人でない指定共用空港機能施設事業者にあつては、当該指定を受けた者。以下この条において同じ。）又は職員は、百万円以下の罰金に処する。
  - 一 前項において準用する第十六条第三項の規定による届出をしないで、又は届け出た旅客取扱施設利用料によらないで、旅客取扱施設使用料を収受したとき。
  - 二 前項において準用する第十六条第四項の規定による命令に違反して、旅客取扱施設利用料を収受したとき。
  - 三 前項において準用する第三十二条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
  - 四 前項において準用する第三十二条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。
- 3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項第三号又は第四号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の罰金刑を科する。
- 4 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定共用空港機能施設事業者の役員又は職員は、百万円以下の過料に処する。
  - 一 第一項において準用する第十九条の規定による命令に違反したとき。
  - 二 第一項において準用する第二十条の規定に違反して、空港機能施設事

業の全部又は一部を休止し、又は廃止したとき。

- 5| 第一項において準用する第十六条第五項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をした指定共用空港機能施設事業者の役員又は職員は、五十万円以下の過料に処する。

(地方管理空港における工事費用の負担等の特例)

- 第六条 地方公共団体は、当分の間、第八条第一項及び第二項の規定にかかわらず、その管理する地方管理空港において、一般公衆の利用に供する目的で当該空港と他の地点との間の路線における輸送需要に対応した輸送力を有する航空機が発着することができる長さを超えてその滑走路を延長する工事及び当該工事と併せて施行されるべき着陸帯、誘導路、エプロン若しくは照明施設の改良又は空港用地の造成若しくは整備の工事並びに当該空港と他の地点との間の路線における予定された航空機の運航の確実性を高度に確保することができるものとして政令で定める照明施設に改良する工事及び当該工事と併せて施行されるべき空港用地の造成又は整備の工事を施行することができる。

- 2| (略)

- 3| 前項の規定により国が費用を補助した工事のために取得した土地、工作物その他の物件は、当該工事が施行される地方管理空港を設置し、及び管理する地方公共団体に帰属する。当該工事によつて生じた土地、工作物その他の物件についても、同様とする。

(国の無利子貸付け等)

(第二種空港及び第三種空港における工事費用の負担等の特例)

- 5| 地方公共団体は、当分の間、第八条第一項から第三項まで又は第九条第一項及び第二項の規定にかかわらず、その管理する第二種空港又はその設置し、若しくは管理する第三種空港において、一般公衆の利用に供する目的で当該空港と他の地点との間の路線における輸送需要に対応した輸送力を有する航空機が発着することができる長さを超えてその滑走路を延長する工事及び当該工事と併せて施行されるべき着陸帯、誘導路、エプロン若しくは照明施設の改良又は空港用地の造成若しくは整備の工事並びに当該空港と他の地点との間の路線における予定された航空機の運航の確実性を高度に確保することができるものとして政令で定める照明施設に改良する工事及び当該工事と併せて施行されるべき空港用地の造成又は整備の工事を施行することができる。

- 6| (略)

- 7| 前項の規定により国が費用を補助した工事のために取得した土地、工作物その他の物件は、第二種空港にあつては当該空港を管理する地方公共団体に、第三種空港にあつては当該空港を設置し、又は管理する地方公共団体に帰属する。当該工事によつて生じた土地、工作物その他の物件についても同様とする。

(国の無利子貸付け等)

第七条 国は、当分の間、地方公共団体に対し、第八条第一項の規定により国がその費用について負担する空港の施設の新設又は改良の工事で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号。以下この条において「社会資本整備特別措置法」という。）第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第八条第一項の規定（同項の規定による国の負担の割合について、同項の規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。第八項において同じ。）により国が負担する金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

2 国は、当分の間、地方公共団体に対し、第八条第四項の規定により国がその費用について補助することができる空港の施設の新設、改良等の工事で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第八条第四項の規定（同項の規定による国の補助の割合について、同項の規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。第九項において同じ。）により国が補助することができる金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

3 国は、当分の間、地方公共団体に対し、前条第二項の規定により国がその費用について補助することができる空港の施設の改良の工事で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、前条第二項の規定により国が補助することができる金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

4 国は、当分の間、地方公共団体に対し、空港その他の航空運送に係る施

8 国は、当分の間、地方公共団体に対し、第八条第一項又は第九条第一項の規定により国がその費用について負担する空港の施設の新設又は改良の工事で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号。以下「社会資本整備特別措置法」という。）第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第八条第一項又は第九条第一項の規定（これらの規定による国の負担の割合について、これらの規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。）により国が負担する金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

9 国は、当分の間、地方公共団体に対し、第八条第四項又は第九条第三項の規定により国がその費用について補助することができる空港の施設の新設、改良等の工事で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第八条第四項又は第九条第三項の規定（これらの規定による国の補助の割合について、これらの規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。）により国が補助することができる金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

10 国は、当分の間、地方公共団体に対し、附則第六項の規定により国がその費用について補助することができる空港の施設の改良の工事で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、附則第六項の規定により国が補助することができる金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

11 国は、当分の間、地方公共団体に対し、公共用飛行場その他の航空運送

設（第四条第一項各号に掲げる空港又は地方管理空港の機能の増進又は利用者の利便の向上に資するもの及びこれらの空港によつては満たされない航空運送の需要に応ずることによりこれらの空港の機能を補完することとなるものに限る。）の新設又は改良の工事（前三項に規定するものを除く。）で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

5| 前各項の国の貸付金の償還期間は、五年（二年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

6| 前項に定めるもののほか、第一項から第四項までの規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

7| 第一項の規定により国が地方公共団体に対し貸付けを行う場合における第八条第三項の規定の適用については、同項中「第一項の規定により国が負担することとなる金額」とあるのは、「附則第七条第一項の規定により国が貸し付けることとなる金額」とする。

8| 国は、第一項の規定により、地方公共団体に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である工事に係る第八条第一項の規定による国の負担については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

9| 国は、第二項又は第三項の規定により、地方公共団体に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である工事について、第八条第四項の規定又は前条第二項の規定による当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金

に係る施設（空港の機能の増進又は利用者の利便の向上に資するもの及び空港によつては満たされない航空運送の需要に応ずることにより空港の機能を補完することとなるものに限る。）の新設又は改良の工事（前三項に規定するものを除く。）で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

12| 附則第八項から前項までの国の貸付金の償還期間は、五年（二年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

13| 前項に定めるもののほか、附則第八項から第十一項までの規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

14| 附則第八項の規定により国が地方公共団体に対し貸付けを行う場合における第八条第三項（第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第八条第三項中「第一項の規定により国が負担することとなる金額」とあるのは、「附則第八項の規定により国が貸し付けることとなる金額」とする。

15| 国は、附則第八項の規定により、地方公共団体に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である工事に係る第八条第一項又は第九条第一項の規定による国の負担については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

16| 国は、附則第九項又は第十項の規定により、地方公共団体に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である工事について、第八条第四項若しくは第九条第三項又は附則第六項の規定による当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時に

の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

10| 国は、第四項の規定により、地方公共団体に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である工事について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

11| 地方公共団体が、第一項から第四項までの規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第五項及び第六項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前三項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

12| 第一項又は第二項の規定により国がその費用に充てる資金を無利子で貸し付けた工事のために取得した土地、工作物その他の物件は、当該工事が施行される地方管理空港を設置し、及び管理する地方公共団体に帰属する。当該工事によつて生じた土地、工作物その他の物件についても、同様とする。

13| 第三項の規定により国がその費用に充てる資金を無利子で貸し付けた工事のために取得した土地、工作物その他の物件は、当該工事が施行される地方管理空港を設置し、及び管理する地方公共団体に帰属する。当該工事によつて生じた土地、工作物その他の物件についても、同様とする。

14| 第二十五条又は前条第三項の規定は、前二項に規定する工事のために取得した土地、工作物その他の物件又は当該工事によつて生じた土地、工作物その他の物件については、適用しない。

において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

17| 国は、附則第十一項の規定により、地方公共団体に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である工事について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

18| 地方公共団体が、附則第八項から第十一項までの規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、附則第十二項及び第十三項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前三項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

19| 附則第八項又は第九項の規定により国がその費用に充てる資金を無利子で貸し付けた工事のために取得した土地、工作物その他の物件は、第二種空港にあつては国に、第三種空港にあつては当該空港を設置し、又は管理する地方公共団体に帰属する。当該工事によつて生じた土地、工作物その他の物件についても同様とする。

20| 附則第十項の規定により国がその費用に充てる資金を無利子で貸し付けた工事のために取得した土地、工作物その他の物件は、第二種空港にあつては当該空港を管理する地方公共団体に、第三種空港にあつては当該空港を設置し、又は管理する地方公共団体に帰属する。当該工事によつて生じた土地、工作物その他の物件についても同様とする。

21| 第十三条又は附則第七項の規定は、前二項に規定する工事のために取得した土地、工作物その他の物件又は当該工事によつて生じた土地、工作物その他の物件については、適用しない。

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 登録（第三条―第九条）</p> <p>第三章 航空機の安全性（第十条―第二十一条）</p> <p>第四章 航空従事者（第二十二条―第三十六条）</p> <p>第五章 航空路、<u>空港等</u>及び航空保安施設（第三十七条―<u>第五十六条</u>の五）</p> <p>第六章 航空機の運航（第五十七条―第九十九条の二）</p> <p>第七章 航空運送事業等（第一百条―第二百五条）</p> <p>第八章 外国航空機（第二百六条―第三百十一条の二）</p> <p>第九章 雑則（第三百十二条―第三百七条の四）</p> <p>第十章 罰則（第三百十八条―第三百六十二条）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4  この法律において「<u>空港</u>」とは、<u>空港法</u>（昭和三十一年法律第八十号）<u>第二条</u>に規定する空港をいう。</p> <p>5 （略）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 登録（第三条―第九条）</p> <p>第三章 航空機の安全性（第十条―第二十一条）</p> <p>第四章 航空従事者（第二十二条―第三十六条）</p> <p>第五章 航空路、<u>飛行場</u>及び航空保安施設（第三十七条―<u>第五十六条</u>の四）</p> <p>第六章 航空機の運航（第五十七条―第九十九条の二）</p> <p>第七章 航空運送事業等（第一百条―第二百五条）</p> <p>第八章 外国航空機（第二百六条―第三百十一条の二）</p> <p>第九章 雑則（第三百十二条―第三百七条の四）</p> <p>第十章 罰則（第三百十八条―第三百六十二条）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 （略）</p>

6| この法律において「着陸帯」とは、特定の方向に向かつて行う航空機の離陸（離水を含む。以下同じ。）又は着陸（着水を含む。以下同じ。）の用に供するため設けられる空港その他の飛行場（以下「空港等」という。）内の矩形部分をいう。

7| 7・8| （略）

9| この法律において「水平表面」とは、空港等の標点の垂直上方四十五メートルの点を含む水平面のうち、この点を中心として四千メートル以下で国土交通省令で定める長さの半径で描いた円周で囲まれた部分をいう。

10| 10| 12| （略）

13| この法律において「航空交通管制圏」とは、航空機の離陸及び着陸が頻繁に実施される国土交通大臣が告示で指定する空港等並びにその付近の上空の空域であつて、空港等及びその上空における航空交通の安全のために国土交通大臣が告示で指定するものをいう。

14| この法律において「航空交通情報圏」とは、前項に規定する空港等以外の国土交通大臣が告示で指定する空港等及びその付近の上空の空域であつて、空港等及びその上空における航空交通の安全のために国土交通大臣が告示で指定するものをいう。

15| 15| 16| （略）

17| この法律において「計器飛行方式」とは、次に掲げる飛行の方式をいう。

一 第十三項の国土交通大臣が指定する空港等からの離陸及びこれに引き続く上昇飛行又は同項の国土交通大臣が指定する空港等への着陸及びそのための降下飛行を、航空交通管制圏又は航空交通管制区において、国土交通大臣が定める経路又は第九十六条第一項の規定により国土交通大臣が与える指示による経路により、かつ、その他の飛行の方法について

5| この法律において「着陸帯」とは、特定の方向に向つて行う航空機の離陸（離水を含む。以下同じ。）又は着陸（着水を含む。以下同じ。）の用に供するため設けられる飛行場内の矩形部分をいう。

6| 6・7| （略）

8| この法律において「水平表面」とは、飛行場の標点の垂直上方四十五メートルの点を含む水平面のうち、この点を中心として四千メートル以下で国土交通省令で定める長さの半径で描いた円周で囲まれた部分をいう。

9| 9| 11| （略）

12| この法律において「航空交通管制圏」とは、航空機の離陸及び着陸が頻繁に実施される国土交通大臣が告示で指定する飛行場並びにその付近の上空の空域であつて、飛行場及びその上空における航空交通の安全のために国土交通大臣が告示で指定するものをいう。

13| この法律において「航空交通情報圏」とは、前項に規定する飛行場以外の国土交通大臣が告示で指定する飛行場及びその付近の上空の空域であつて、飛行場及びその上空における航空交通の安全のために国土交通大臣が告示で指定するものをいう。

14| 14| 15| （略）

16| この法律において「計器飛行方式」とは、次に掲げる飛行の方式をいう。

一 第十二項の国土交通大臣が指定する飛行場からの離陸及びこれに引き続く上昇飛行又は同項の国土交通大臣が指定する飛行場への着陸及びそのための降下飛行を、航空交通管制圏又は航空交通管制区において、国土交通大臣が定める経路又は第九十六条第一項の規定により国土交通大臣が与える指示による経路により、かつ、その他の飛行の方法について



同項の規定により国土交通大臣が与える指示に常時従つて行ふ飛行の方式

二 第十四項の国土交通大臣が指定する空港等からの離陸及びこれに引き続く上昇飛行又は同項の国土交通大臣が指定する空港等への着陸及びそのための降下飛行を、航空交通情報圏（航空交通管制区である部分を除く。）において、国土交通大臣が定める経路により、かつ、第九十六条の二第一項の規定により国土交通大臣が提供する情報を常時聴取して行ふ飛行の方式

三 (略)

18) 21) (略)

### 第五章 航空路、空港等及び航空保安施設

(空港等又は航空保安施設の設置)

第三十八条 国土交通大臣以外の者は、空港等又は政令で定める航空保安施設を設置しようとするときは、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可の申請をしようとする者は、当該施設について、位置、構造等の設置の計画、管理の計画、工事完成の予定期日その他国土交通省令で定める事項及び空港等にあつては公共の用に供するかどうかの別を記載した申請書を提出しなければならない。

3 国土交通大臣は、空港等の設置の許可の申請があつたときは、空港等の位置及び範囲、公共の用に供するかどうかの別、着陸帯、進入区域、進入表面、転移表面、水平表面、供用開始の予定期日その他国土交通省令で定める事項を告示するとともに、現地においてこれを掲示しなければならない。

同項の規定により国土交通大臣が与える指示に常時従つて行ふ飛行の方式

二 第十三項の国土交通大臣が指定する飛行場からの離陸及びこれに引き続く上昇飛行又は同項の国土交通大臣が指定する飛行場への着陸及びそのための降下飛行を、航空交通情報圏（航空交通管制区である部分を除く。）において、国土交通大臣が定める経路により、かつ、第九十六条の二第一項の規定により国土交通大臣が提供する情報を常時聴取して行ふ飛行の方式

三 (略)

17) 20) (略)

### 第五章 航空路、飛行場及び航空保安施設

(飛行場又は航空保安施設の設置)

第三十八条 国土交通大臣以外の者は、飛行場又は政令で定める航空保安施設を設置しようとするときは、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可の申請をしようとする者は、当該施設について、位置、構造等の設置の計画、管理の計画、工事完成の予定期日その他国土交通省令で定める事項及び飛行場にあつては公共の用に供するかどうかの別を記載した申請書を提出しなければならない。

3 国土交通大臣は、飛行場の設置の許可の申請があつたときは、飛行場の位置及び範囲、公共の用に供するかどうかの別、着陸帯、進入区域、進入表面、転移表面、水平表面、供用開始の予定期日その他国土交通省令で定める事項を告示するとともに、現地においてこれを掲示しなければならない。

い。

4 第一項の許可には、条件又は期限を付し、及びこれを変更することができる。

(申請の審査)

第三十九条 国土交通大臣は、前条第一項の許可の申請があつたときは、その申請が次の各号のいずれにも適合しているかどうかを審査しなければならない。

一 当該空港等又は航空保安施設の位置、構造等の設置の計画が国土交通省令で定める基準（空港にあつては、当該基準及び空港法第三条第一項に規定する基本方針（第四十七条第一項において単に「基本方針」という。第三号において同じ。）に適合するものであること。

二 当該空港等又は航空保安施設の設置によつて、他人の利益を著しく害することとならないものであること。

三 当該空港等又は航空保安施設の管理の計画が第四十七条第一項の保安上の基準に適合するものであること。

四 申請者が当該空港等又は航空保安施設を設置し、及びこれを管理するに足りる能力を有すること。

五 空港等にあつては、申請者が、その敷地について所有権その他の使用の権原を有するか、又はこれを確実に取得することができること認められること。

2 国土交通大臣は、空港等の設置の許可に係る前項の審査を行う場合には、公聴会を開き、当該空港等の設置に関し利害関係を有する者に当該空港等の設置に関する意見を述べる機会を与えなければならない。

い。

4 第一項の許可には、条件又は期限を付し、及びこれを変更することができる。

(申請の審査)

第三十九条 国土交通大臣は、前条第一項の許可の申請があつたときは、その申請が左の各号に適合しているかどうかを審査しなければならない。

一 当該飛行場又は航空保安施設の位置、構造等の設置の計画が国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

二 当該飛行場又は航空保安施設の設置によつて、他人の利益を著しく害することとならないものであること。

三 当該飛行場又は航空保安施設の管理の計画が第四十七条第一項の保安上の基準に適合するものであること。

四 申請者が当該飛行場又は航空保安施設を設置し、及びこれを管理するに足りる能力を有すること。

五 飛行場にあつては、申請者が、その敷地について所有権その他の使用の権原を有するか、又はこれを確実に取得することができること認められること。

2 国土交通大臣は、飛行場の設置の許可に係る前項の審査を行う場合には、公聴会を開き、当該飛行場の設置に関し利害関係を有する者に当該飛行場の設置に関する意見を述べる機会を与えなければならない。

(空港の告示等)

第四十条 国土交通大臣は、空港について設置の許可をしたときは、当該空港の位置及び範囲、着陸帯、進入区域、進入表面、転移表面、水平表面並びに供用開始の予定期日を告示するとともに、現地においてこれを掲示しなければならない。供用開始後において、告示し及び掲示した事項について変更がある場合（第四十三条第一項に規定する事由による場合を除く。）も、同様とする。

(空港等の工事の完成)

第四十一条 第三十八条第一項の規定による空港等の設置の許可を受けた者（以下「空港等の設置者」という。）は、許可の申請書に記載した工事完成の予定期日までに工事を完成しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、空港等の設置者は、天災その他やむを得ない事由により許可の申請書に記載した工事完成の予定期日までに工事を完成することができない場合においては、国土交通大臣の許可を受けて、同項の規定により工事を完成しなければならない期日を変更することができる。ただし、空港以外の飛行場（以下「非公共用飛行場」という。）にあつては、同項の工事完成の予定期日から起算して国土交通省令で定める期間内の期日に変更するときは、許可を受けることを要しない。

3 (略)

(完成検査)

第四十二条 空港等の設置者又は第三十八条第一項の規定による航空保安施設の設置の許可を受けた者（以下「航空保安施設の設置者」という。）は

(公共用飛行場の告示等)

第四十条 国土交通大臣は、公共の用に供する飛行場について設置の許可をしたときは、当該飛行場の位置及び範囲、着陸帯、進入区域、進入表面、転移表面、水平表面並びに供用開始の予定期日を告示するとともに、現地においてこれを掲示しなければならない。供用開始後において、告示し及び掲示した事項について変更がある場合（第四十三条第一項に規定する事由による場合を除く。）も同様である。

(飛行場の工事の完成)

第四十一条 第三十八条第一項の規定による飛行場の設置の許可を受けた者（以下「飛行場の設置者」という。）は、許可の申請書に記載した工事完成の予定期日までに工事を完成しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、飛行場の設置者は、天災その他やむを得ない事由により許可の申請書に記載した工事完成の予定期日までに工事を完成することができない場合においては、国土交通大臣の許可を受けて、同項の規定により工事を完成しなければならない期日を変更することができる。ただし、公共の用に供する飛行場以外の飛行場（以下「非公共用飛行場」という。）にあつては、同項の工事完成の予定期日から起算して国土交通省令で定める期間内の期日に変更するときは、許可を受けることを要しない。

3 (略)

(完成検査)

第四十二条 飛行場の設置者又は第三十八条第一項の規定による航空保安施設の設置の許可を受けた者（以下「航空保安施設の設置者」という。）は

、当該許可に係る施設の工事が完成したときは、遅滞なく、国土交通大臣の検査を受けなければならない。

2 (略)

3 空港等の設置者又は航空保安施設の設置者は、第一項の検査の合格があつたときは、遅滞なく、供用開始の期日を定めて、これを国土交通大臣に届け出なければならない。

4 空港等の設置者又は航空保安施設の設置者は、前項の規定により届け出た供用開始の期日以後でなければ、当該施設を供用してはならない。

(空港等又は航空保安施設の変更)

第四十三条 空港等の設置者又は航空保安施設の設置者は、当該施設について国土交通省令で定める航空の安全のため特に重要な変更を加えようとするとき(空港等の標点の位置を変更しようとするときを含む。)は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

2 第三十八条第二項から第四項まで、第三十九条、第四十条及び前条の規定は、前項の場合に準用する。ただし、第三十八条第三項、第三十九条第二項及び第四十条の規定については、空港等の範囲、進入表面、転移表面又は水平表面に変更を生ずる場合に限り準用する。

(供用の休止又は廃止)

第四十四条 空港について第三十八条第一項の規定による空港等の設置の許可を受けた者(以下「空港の設置者」という。)は、当該空港の供用を休止し、又は廃止しようとするときは、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の許可の申請があつたときは、当該空港の供用の

、当該許可に係る施設の工事が完成したときは、遅滞なく、国土交通大臣の検査を受けなければならない。

2 (略)

3 飛行場の設置者又は航空保安施設の設置者は、第一項の検査の合格があつたときは、遅滞なく、供用開始の期日を定めて、これを国土交通大臣に届け出なければならない。

4 飛行場の設置者又は航空保安施設の設置者は、前項の規定により届け出た供用開始の期日以後でなければ、当該施設を供用してはならない。

(飛行場又は航空保安施設の変更)

第四十三条 飛行場の設置者又は航空保安施設の設置者は、当該施設について国土交通省令で定める航空の安全のため特に重要な変更を加えようとするとき(飛行場の標点の位置を変更しようとするときを含む。)は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

2 第三十八条第二項から第四項まで、第三十九条、第四十条並びに前条の規定は、前項の場合に準用する。但し、第三十八条第三項、第三十九条第二項及び第四十条の規定については、飛行場の範囲、進入表面、転移表面又は水平表面に変更を生ずる場合に限り準用する。

(供用の休止又は廃止)

第四十四条 公共の用に供する飛行場の設置者は、当該飛行場の供用を休止し、又は廃止しようとするときは、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の許可の申請があつたときは、当該飛行場の供用の

休止又は廃止によつて公衆の利便が著しく阻害されるおそれがあると認められる場合を除くほか、これを許可しなければならない。

3 第一項の供用の休止の許可には、期限を付すことができる。

4 第一項の規定による供用の休止の許可に係る空港の設置者は、当該空港の供用を再開しようとするときは、国土交通大臣の検査を受けなければならない。

5 (略)

第四十五条 非公共用飛行場について第三十八条第一項の規定による空港等の

設置の許可を受けた者又は航空保安施設の設置者は、当該施設の供用を休止し、又は廃止しようとするときは、その七日前までに、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。

2 (略)

(空港)又は航空保安施設の告示)

第四十六条 空港の設置者又は航空保安施設(国土交通省令で定めるものを除く。)の設置者が第四十二条第三項の届出をした場合は、国土交通大臣は、当該施設の名称、位置、設備の概要その他国土交通省令で定める事項を告示しなければならない。告示した事項に変更があつたとき、又は当該施設の供用の休止、再開若しくは廃止があつたときも、同様とする。

(空港等)又は航空保安施設の管理)

第四十七条 空港等の設置者又は航空保安施設の設置者は、国土交通省令で定める保安上の基準(空港にあつては、当該基準及び基本方針)に従つて

の休止又は廃止によつて公衆の利便が著しく阻害されるおそれがあると認められる場合を除く外、これを許可しなければならない。

3 第一項の供用の休止の許可には、期限を附することができる。

4 第一項の規定による供用の休止の許可に係る飛行場の設置者は、当該飛行場の供用を再開しようとするときは、国土交通大臣の検査を受けなければならない。

5 (略)

第四十五条 非公共用飛行場の設置者又は航空保安施設の設置者は、当該施設

の供用を休止し、又は廃止しようとするときは、少くともその七日前までに国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。

2 (略)

(公共用飛行場)又は航空保安施設の告示)

第四十六条 公共の用に供する飛行場の設置者又は航空保安施設(国土交通省令で定めるものを除く。)の設置者が第四十二条第三項の届出をした場合は、国土交通大臣は、当該施設の名称、位置、設備の概要その他国土交通省令で定める事項を告示しなければならない。告示した事項に変更があつたとき、又は当該施設の供用の休止、再開若しくは廃止があつたときも同様である。

(飛行場)又は航空保安施設の管理)

第四十七条 飛行場の設置者又は航空保安施設の設置者は、国土交通省令で定める保安上の基準に従つて当該施設を管理しなければならない。

当該施設を管理しなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の空港等又は航空保安施設が同項の基準に従つて管理されることを確保するため、政令で定めるところにより当該施設について定期に検査をしなければならない。

(空港保安管理規程)

第四十七条の二 空港の設置者は、空港保安管理規程を定め、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に届け出なければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 空港保安管理規程は、前条第一項の保安上の基準に従つて空港（空港における航空機の離陸又は着陸の安全を確保するために必要なものとして国土交通省令で定める航空保安施設であつて、空港の設置者が設置するものを含む。以下この条、第五十五条の二第二項及び第四百四十八条第四号において同じ。）の保安を確保するために空港の設置者が遵守すべき次に掲げる事項に関し、国土交通省令で定めるところにより、必要な内容を定めたものでなければならない。

- 一 空港の保安を確保するための管理の方針に関する事項
- 二 空港の保安を確保するための管理の体制に関する事項
- 三 空港の保安を確保するための管理の方法に関する事項

3 国土交通大臣は、空港保安管理規程が前項の規定に適合していないと認めるときは、空港の設置者に対し、これを變更すべきことを命ずることができる。

(空港法第十四条に規定する協議会における協議の特例)

第四十七条の三 空港保安管理規程を定めた空港の設置者を構成員に含む空

2 国土交通大臣は、前項の飛行場又は航空保安施設が同項の基準に従つて管理されることを確保するため、政令で定めるところにより当該施設について定期に検査をしなければならない。

[新規]

[新規]

港法第十四条に規定する協議会（次項において単に「協議会」という。）は、同条に規定する事項のほか、空港における安全の確保に関し必要な事項について協議することができる。

2 前項の規定により協議会が同項に規定する事項について協議する場合には、空港法第十四条第二項第二号中「見込まれる者」とあるのは、「見込まれる者及び当該空港の安全を確保するために必要な者」とする。

（許可の取消等）

第四十八条 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、空港等若しくは航空保安施設の設置の許可を取り消し、又は期間を定めて、空港等の全部若しくは一部の供用の停止を命ずることができる。ただし、第二号から第五号までの場合について設置の許可を取り消すことができる場合は、国土交通大臣が空港等の設置者又は航空保安施設の設置者に対し、相当の期間を定めて、当該施設を申請書に記載した計画若しくは第三十九条第一項第一号の基準に適合させるための措置をとるべきこと又は当該施設を第四十七条第一項の保安上の基準に従つて管理すべきことを命じ、その期間内に空港等の設置者又は航空保安施設の設置者が、その命令に従わなかつた場合に限る。

一〜三 （略）

四 空港等又は航空保安施設の管理が第四十七条第一項の保安上の基準に従つて行われていないと認めるとき。

五 空港等の位置、構造等が第三十九条第一項第一号の基準に適合しなくなつたとき。

六 許可に付した条件に違反したとき。

（許可の取消等）

第四十八条 国土交通大臣は、左に掲げる場合には、飛行場若しくは航空保安施設の設置の許可を取り消し、又は期間を定めて、飛行場の全部若しくは一部の供用の停止を命ずることができる。但し、第二号から第五号までの場合について設置の許可を取り消すことができる場合は、国土交通大臣が飛行場の設置者又は航空保安施設の設置者に対し、相当の期間を定めて、当該施設を申請書に記載した計画若しくは第三十九条第一項第一号の基準に適合させるための措置をとるべきこと又は当該施設を前条第一項の保安上の基準に従つて管理すべきことを命じ、その期間内に飛行場の設置者又は航空保安施設の設置者が、その命令に従わなかつた場合に限る。

一〜三 （略）

四 飛行場又は航空保安施設の管理が前条第一項の保安上の基準に従つて行われていないと認めるとき。

五 飛行場の位置、構造等が第三十九条第一項第一号の基準に適合しなくなつたとき。

六 許可に付した条件に違反したとき。

(物件の制限等)

第四十九条 何人も、空港について第四十条(第四十三条第二項において準用する場合を含む。)の告示があつた後においては、その告示で示された進入表面、転移表面又は水平表面(これらの投影面が一致する部分については、これらのうち最も低い表面とする。)の上に出る高さの建造物(その告示の際現に建造中である建造物の当該建造工事に係る部分を除く。)、植物その他の物件を設置し、植栽し、又は留置してはならない。ただし、仮設物その他の国土交通省令で定める物件(進入表面又は転移表面に係るものを除く。)で空港の設置者の承認を受けて設置し又は留置するもの及び供用開始の予定期日前に除去される物件については、この限りでない。

2 空港の設置者は、前項の規定に違反して、設置し、植栽し、又は留置した物件(成長して進入表面、転移表面又は水平表面の上に出るに至つた植物を含む。)の所有者その他の権原を有する者に対し、当該物件を除去すべきことを求めることができる。

3 空港の設置者は、第一項の告示の際現に存する物件で進入表面、転移表面又は水平表面の上に出るもの(同項の告示の際現に存する植物で成長して進入表面、転移表面又は水平表面の上に出るに至つたもの及び同項の告示の際現に建造中であつた建造物で当該建造工事によりこれらの表面の上に出るに至つたものを含む。)の所有者その他の権原を有する者に対し、政令で定めるところにより通常生ずべき損失を補償して、当該物件の進入表面、転移表面又は水平表面の上に出る部分を除去すべきことを求めることができる。

4 前項の物件又はこれが存する土地の所有者は、同項の物件の除去によつて、その物件又は土地を従来利用していた目的に供することが著しく困難

(物件の制限等)

第四十九条 何人も、公共の用に供する飛行場について第四十条(第四十三条第二項において準用する場合を含む。)の告示があつた後においては、その告示で示された進入表面、転移表面又は水平表面(これらの投影面が一致する部分については、これらのうち最も低い表面とする。)の上に出る高さの建造物(その告示の際現に建造中である建造物の当該建造工事に係る部分を除く。)、植物その他の物件を設置し、植栽し、又は留置してはならない。但し、仮設物その他の国土交通省令で定める物件(進入表面又は転移表面に係るものを除く。)で飛行場の設置者の承認を受けて設置し又は留置するもの及び供用開始の予定期日前に除去される物件については、この限りでない。

2 飛行場の設置者は、前項の規定に違反して、設置し、植栽し、又は留置した物件(成長して進入表面、転移表面又は水平表面の上に出るに至つた植物を含む。)の所有者その他の権原を有する者に対し、当該物件を除去すべきことを求めることができる。

3 飛行場の設置者は、第一項の告示の際現に存する物件で進入表面、転移表面又は水平表面の上に出るもの(同項の告示の際現に存する植物で成長して進入表面、転移表面又は水平表面の上に出るに至つたもの及び同項の告示の際現に建造中であつた建造物で当該建造工事によりこれらの表面の上に出るに至つたものを含む。)の所有者その他の権原を有する者に対し、政令で定めるところにより通常生ずべき損失を補償して、当該物件の進入表面、転移表面又は水平表面の上に出る部分を除去すべきことを求めることができる。

4 前項の物件又はこれが存する土地の所有者は、同項の物件の除去によつて、その物件又は土地を従来利用していた目的に供することが著しく困難



となるときは、政令で定めるところにより空港の設置者に対し、その物件又は土地の買収を求めることができる。

5・6 (略)

7 前項の訴えにおいては、空港の設置者又は物件若しくは土地の所有者その他の権原を有する者を被告とする。

8 (略)

第五十条 空港の設置者は、当該空港の設置又は第四十三条第一項の施設の変更によつて、進入表面、転移表面又は水平表面の投影面と一致する土地（進入表面、転移表面又は水平表面からの距離が十メートル未満のものに限る。）について前条第一項の規定による用益の制限により通常生ずべき損失を、当該土地の所有者その他の権原を有する者に対し、政令で定めるところにより補償しなければならない。

2 前項の土地の所有者は、前条第一項の規定による用益の制限によつて当該土地を従来利用していた目的に供することが著しく困難となるときは、同条第四項の場合を除き、政令で定めるところにより空港の設置者に対し、その土地の買収を求めることができる。

3 (略)

(航空障害灯)

第五十一条 (略)

2 空港等の設置者は、国土交通省令で定めるところにより、当該空港等の進入表面、転移表面又は水平表面の投影面と一致する区域内にある物件（前項の規定により航空障害灯を設置すべき物件を除く。）で国土交通省令で定めるものに航空障害灯を設置しなければならない。

となるときは、政令で定めるところにより飛行場の設置者に対し、その物件又は土地の買収を求めることができる。

5・6 (略)

7 前項の訴においては、飛行場の設置者又は物件若しくは土地の所有者その他の権原を有する者を被告とする。

8 (略)

第五十条 公共の用に供する飛行場の設置者は、当該飛行場の設置又は第四十三条第一項の施設の変更によつて、進入表面、転移表面又は水平表面の投影面と一致する土地（進入表面、転移表面又は水平表面からの距離が十メートル未満のものに限る。）について前条第一項の規定による用益の制限により通常生ずべき損失を、当該土地の所有者その他の権原を有する者に対し、政令で定めるところにより補償しなければならない。

2 前項の土地の所有者は、前条第一項の規定による用益の制限によつて当該土地を従来利用していた目的に供することが著しく困難となるときは、同条第四項の場合を除き、政令で定めるところにより飛行場の設置者に対し、その土地の買収を求めることができる。

3 (略)

(航空障害灯)

第五十一条 (略)

2 飛行場の設置者は、国土交通省令で定めるところにより、当該飛行場の進入表面、転移表面又は水平表面の投影面と一致する区域内にある物件（前項の規定により航空障害灯を設置すべき物件を除く。）で国土交通省令で定めるものに航空障害灯を設置しなければならない。

<p>3 (略)</p> <p>4 前二項の物件の所有者又は占有者は、これらの規定により空港等の設置者又は国土交通大臣の行う航空障害灯の設置を拒むことができない。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>(禁止行為)</p> <p>第五十三条 何人も、滑走路、誘導路その他国土交通省令で定める空港等の重要な設備又は航空保安施設を損傷し、その他これらの機能を損なうおそれのある行為をしてはならない。</p> <p>2 何人も、空港等内で、航空機に向かって物を投げ、その他航空の危険を生じさせるおそれのある行為で国土交通省令で定めるものを行つてはならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(航空保安施設の使用料金)</p> <p>第五十四条 航空保安施設の設置者は、航空保安施設について使用料金を定めようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 国土交通大臣は、前項の使用料金が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該航空保安施設の設置者に対し、期限を定めてその使用料金を変更すべきことを命ずることができる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、利用者が当該航空保安施設を利用することを著しく困難にするおそれがあるものであると</p>	<p>3 (略)</p> <p>4 前二項の物件の所有者又は占有者は、これらの規定により飛行場の設置者又は国土交通大臣の行なう航空障害灯の設置を拒むことができない。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>(禁止行為)</p> <p>第五十三条 何人も、滑走路、誘導路その他国土交通省令で定める飛行場の重要な設備又は航空保安施設を損傷し、その他これらの機能をそこなうおそれのある行為をしてはならない。</p> <p>2 何人も、飛行場内で、航空機に向かって物を投げ、その他航空の危険を生じさせるおそれのある行為で国土交通省令で定めるものを行つてはならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(使用料金)</p> <p>第五十四条 飛行場の設置者又は航空保安施設の設置者は、公共の用に供する飛行場又は航空保安施設について使用料金を定めようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様である。</p> <p>2 国土交通大臣は、前項の使用料金が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該飛行場の設置者又は航空保安施設の設置者に対し、期限を定めてその使用料金を変更すべきことを命ずることができる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、利用者が当該飛行場又は航空保安施設を利用することを著しく困難にするおそれがあるも</p>
--	--

き。

〔削除〕

〔空港等の設置者等の地位の承継〕

第五十五条 この法律に基づく空港等の設置者又は航空保安施設の設置者の地位は、第三項の場合を除き、これを承継しようとする者が国土交通大臣の許可を受けなければ、承継しない。

2 (略)

3 空港等の設置者又は航空保安施設の設置者が死亡した場合には、その相続人（相続人が二人以上ある場合においては、その協議により定められた設置者の地位を承継すべき一人の相続人）は、被相続人のこの法律の規定による地位を承継する。

4 (略)

〔国土交通大臣の行う空港等又は航空保安施設の設置又は管理〕

第五十五条の二 国土交通大臣は、空港等又は航空保安施設を設置し、又はその施設に変更を加える場合には、第三十九条第一項第一号、第二号及び第五号の基準に従つてこれをしなければならない。

のであるとき。

〔管理規程〕

第五十四条の二 飛行場の設置者は、国土交通省令で定めるところにより、公共の用に供する飛行場の供用の条件その他業務の運営に関する事項について管理規程を定め、利用者に見やすいように掲示しなければならない。

2 前項の飛行場の設置者は、同項の管理規程（前条第一項の使用料金に係る部分を除く。）を定め、又はこれを変更しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

〔飛行場の設置者等の地位の承継〕

第五十五条 この法律に基づく飛行場の設置者又は航空保安施設の設置者の地位は、第三項の場合を除き、これを承継しようとする者が国土交通大臣の許可を受けなければ、承継しない。

2 (略)

3 飛行場の設置者又は航空保安施設の設置者が死亡した場合には、その相続人（相続人が二人以上ある場合においては、その協議により定められた設置者の地位を承継すべき一人の相続人）は、被相続人のこの法律の規定による地位を承継する。

4 (略)

〔国土交通大臣の行う飛行場等の設置又は管理〕

第五十五条の二 国土交通大臣は、飛行場又は航空保安施設を設置し、又はその施設に変更を加える場合には、第三十九条第一項第一号、第二号及び第五号の基準に従つてこれをしなければならない。

2 国土交通大臣は、その設置する空港について、第四十七条の二第一項の空港保安管理規程を定めなければならない。この場合において、同条第二項中「空港の設置者」とあるのは、「空港の設置者又は国土交通大臣」とする。

3 第三十八条第三項、第三十九条第二項、第四十条、第四十六条、第四十七条第一項、第四十七条の三、第四十九条、第五十条並びに第五十一条第二項、第四項及び第五項の規定は、国土交通大臣が空港等又は航空保安施設を設置し、又はその施設に変更を加える場合に準用する。ただし、第三十九条第二項については、国土交通大臣が空港等を設置する場合において、当該空港等の敷地が従前、適法に航空機の離陸又は着陸の用に供せられており、かつ、当該空港等の進入表面、転移表面又は水平表面の上に出る高さの建造物、植物その他の物件がないときは、準用しない。

(空港法第四条第一項一号から第四号までに掲げる空港等の特例)

第五十六条 国土交通大臣は、空港法第四条第一項一号から第四号までに掲げる空港並びに同項第五号に掲げる空港及び同法第五条第一項に規定する地方管理空港のうち政令で定める空港について、延長進入表面、円錐表面又は外側水平表面を指定することができる。

2 〃 4 (略)

(空港法との関係)

第五十六条の五 空港に関しては、この章に定めるもののほか、空港法で定めるところによる。

(航空機の灯火)

[新規]

2 第三十八条第三項、第三十九条第二項、第四十条、第四十六条、第四十七条第一項、第四十九条、第五十条、第五十一条第二項、第四項及び第五項並びに第五十四条の二第一項の規定は、国土交通大臣が飛行場又は航空保安施設を設置し、又はその施設に変更を加える場合に準用する。但し、第三十九条第二項については、国土交通大臣が飛行場を設置する場合において、当該飛行場の敷地が従前、適法に航空機の離陸又は着陸の用に供せられており、且つ、当該飛行場の進入表面、転移表面又は水平表面の上に出る高さの建造物、植物その他の物件がないときは、準用しない。

(第一種空港等の特例)

第五十六条 国土交通大臣は、第一種空港及び政令で定める第二種空港について、延長進入表面、円錐表面又は外側水平表面を指定することができる。

2 〃 4 (略)

[新規]

(航空機の灯火)

第六十四条 航空機は、夜間（日没から日出までの間をいう。以下同じ。）において航行し、又は夜間において使用される空港等に停留する場合には、国土交通省令で定めるところによりこれを灯火で表示しなければならない。ただし、水上にある場合については、海上衝突予防法（昭和五十二年法律第六十二号）の定めるところによる。

（離着陸の場所）

第七十九条 航空機（国土交通省令で定める航空機を除く。）は、陸上にあつては空港等以外の場所において、水上にあつては国土交通省令で定める場所において、離陸し、又は着陸してはならない。ただし、国土交通大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

（衝突予防等）

第八十三条 航空機は、他の航空機又は船舶との衝突を予防し、並びに空港等における航空機の離陸及び着陸の安全を確保するため、国土交通省令で定める進路、経路、速度その他の航行の方法に従い、航行しなければならない。ただし、水上にある場合については、海上衝突予防法の定めるところによる。

（航空交通管制圏における飛行）

第九十五条 航空機は、航空交通管制圏においては、次に掲げる飛行以外の飛行を行つてはならない。ただし、国土交通大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

- 一 当該航空交通管制圏に係る空港等からの離陸及びこれに引き続く飛行（当該航空交通管制圏外に出た後再び当該航空交通管制圏において行う

第六十四条 航空機は、夜間（日没から日出までの間をいう。以下同じ。）において航行し、又は夜間において使用される飛行場に停留する場合には、国土交通省令で定めるところによりこれを灯火で表示しなければならない。但し、水上にある場合については、海上衝突予防法（昭和五十二年法律第六十二号）の定めるところによる。

（離着陸の場所）

第七十九条 航空機（国土交通省令で定める航空機を除く。）は、陸上にあつては飛行場以外の場所において、水上にあつては国土交通省令で定める場所において、離陸し、又は着陸してはならない。但し、国土交通大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

（衝突予防等）

第八十三条 航空機は、他の航空機又は船舶との衝突を予防し、並びに飛行場における航空機の離陸及び着陸の安全を確保するため、国土交通省令で定める進路、経路、速度その他の航行の方法に従い、航行しなければならない。但し、水上にある場合については、海上衝突予防法の定めるところによる。

（航空交通管制圏における飛行）

第九十五条 航空機は、航空交通管制圏においては、左に掲げる飛行以外の飛行を行なつてはならない。ただし、国土交通大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

- 一 当該航空交通管制圏に係る飛行場からの離陸及びこれに引き続く飛行（当該航空交通管制圏外に出た後再び当該航空交通管制圏において行な

飛行を除く。）

二 当該航空交通管制圏に係る空港等への着陸及びその着陸のための飛行

(航空交通の指示)

第九十六条 (略)

2 第二条第十三項の国土交通大臣が指定する空港等の業務に従事する者(国土交通省令で定める空港等の工事に関する業務に従事する者を含む。)は、その業務に関し、国土交通大臣が当該空港等における航空交通の安全のために与える指示に従わなければならない。

3 航空機は、次に掲げる航行を行う場合は、第一項の規定による国土交通大臣の指示を受けるため、国土交通省令で定めるところにより国土交通大臣に連絡した上、これらの航行を行わなければならない。

一 航空交通管制圏に係る空港等からの離陸及び当該航空交通管制圏におけるこれに引き続く上昇飛行

二 航空交通管制圏に係る空港等への着陸及び当該航空交通管制圏におけるその着陸のための降下飛行

三 (略)

四 第一号に掲げる飛行に引き続く上昇飛行又は第二号に掲げる飛行に先行する降下飛行が行われる航空交通管制区のうち国土交通大臣が告示で指定する空域(以下「進入管制区」という。)における計器飛行方式による飛行

五・六 (略)

4～6 (略)

(飛行計画及びその承認)

飛行を除く。)

二 当該航空交通管制圏に係る飛行場への着陸及びその着陸のための飛行

(航空交通の指示)

第九十六条 (略)

2 第二条第十二項の国土交通大臣が指定する飛行場の業務に従事する者(国土交通省令で定める飛行場の工事に関する業務に従事する者を含む。)は、その業務に関し、国土交通大臣が当該飛行場における航空交通の安全のために与える指示に従わなければならない。

3 航空機は、次に掲げる航行を行う場合は、第一項の規定による国土交通大臣の指示を受けるため、国土交通省令で定めるところにより国土交通大臣に連絡した上、これらの航行を行わなければならない。

一 航空交通管制圏に係る飛行場からの離陸及び当該航空交通管制圏におけるこれに引き続く上昇飛行

二 航空交通管制圏に係る飛行場への着陸及び当該航空交通管制圏におけるその着陸のための降下飛行

三 (略)

四 第一号に掲げる飛行に引き続く上昇飛行又は第二号に掲げる飛行に先行する降下飛行が行なわれる航空交通管制区のうち国土交通大臣が告示で指定する空域(以下「進入管制区」という。)における計器飛行方式による飛行

五・六 (略)

4～6 (略)

(飛行計画及びその承認)

第九十七条 航空機は、計器飛行方式により、航空交通管制圏若しくは航空交通情報圏に係る空港等から出発し、又は航空交通管制区、航空交通管制圏若しくは航空交通情報圏を飛行しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより国土交通大臣に飛行計画を通報し、その承認を受けなければならない。承認を受けた飛行計画を変更しようとするときも、同様とする。

2 4 (略)

(運航計画等)

第一百七条の二 国内定期航空運送事業を営もうとする本邦航空運送事業者は、運航計画（路線ごとの使用空港等、運航回数、発着日時その他の国土交通省令で定める事項を記載した計画をいう。以下同じ。）を定め、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならない。

2 4 (略)

(混雑空港に係る特例)

第一百七条の三 混雑空港（当該空港の使用状況に照らして、航空機の運航の安全を確保するため、当該空港における一日又は一定時間当たりの離陸又は着陸の回数を制限する必要があるものとして国土交通省令で指定する空港をいう。以下同じ。）を使用して国内定期航空運送事業を営もうとする本邦航空運送事業者は、混雑空港ごとに、当該混雑空港を使用して運航を行うことについて国土交通大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする本邦航空運送事業者は、当該混雑空港を使用空港とする路線に係る運航計画を記載した申請書を国土交通大臣に提出

第九十七条 航空機は、計器飛行方式により、航空交通管制圏若しくは航空交通情報圏に係る飛行場から出発し、又は航空交通管制区、航空交通管制圏若しくは航空交通情報圏を飛行しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより国土交通大臣に飛行計画を通報し、その承認を受けなければならない。承認を受けた飛行計画を変更しようとするときも同様とする。

2 4 (略)

(運航計画等)

第一百七条の二 国内定期航空運送事業を営もうとする本邦航空運送事業者は、運航計画（路線ごとの使用飛行場、運航回数、発着日時その他の国土交通省令で定める事項を記載した計画をいう。以下同じ。）を定め、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならない。

2 4 (略)

(混雑飛行場に係る特例)

第一百七条の三 混雑飛行場（当該飛行場の使用状況に照らして、航空機の運航の安全を確保するため、当該飛行場における一日又は一定時間当たりの離陸又は着陸の回数を制限する必要があるものとして国土交通省令で指定する飛行場をいう。以下同じ。）を使用して国内定期航空運送事業を営もうとする本邦航空運送事業者は、混雑飛行場ごとに、当該混雑飛行場を使用して運航を行うことについて国土交通大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする本邦航空運送事業者は、当該混雑飛行場を使用飛行場とする路線に係る運航計画を記載した申請書を国土交通大臣に

しなければならない。

3 国土交通大臣は、第一項の許可をしようとするときは、次の基準によつて、これをしなければならない。

一 (略)

二 競争の促進、多様な輸送網の形成等を通じて利用者の利便に適合する輸送サービスを提供するものであること等当該混雑空港を適切かつ合理的に使用するものであること。

4 国土交通大臣は、第一項の許可をしようとするときは、同項の本邦航空運送事業者の当該混雑空港の従前の使用状況に配慮してこれをしなければならない。

5 第一項の許可の有効期間は、許可の日からその日の属する単位期間（当該混雑空港に係る同項の指定の日以後の期間を五年を超えない範囲内において国土交通省令で定める年数ごとに区分した各期間をいう。）の末日までの期間とする。

6・7 (略)

8 第六項の本邦航空運送事業者は、当該混雑空港を使用して行う国内定期航空運送事業を廃止しようとするときは、その六月前（利用者の利便を阻害しないと認められる国土交通省令で定める場合にあつては、その二月前）までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

9 第一項の本邦航空運送事業者についての前条の規定の適用については、同条第一項から第三項までの規定中「運航計画」とあるのは「次条第一項の混雑空港を使用空港としない路線に係る運航計画」と、同条第四項中「国内定期航空運送事業」とあるのは「国内定期航空運送事業（次条第一項の混雑空港を使用して行うものを除く。）」とする。

10 第一項の混雑空港の指定があつたときは、当該指定の時にいて当該混

提出しなければならない。

3 国土交通大臣は、第一項の許可をしようとするときは、次の基準によつて、これをしなければならない。

一 (略)

二 競争の促進、多様な輸送網の形成等を通じて利用者の利便に適合する輸送サービスを提供するものであること等当該混雑飛行場を適切かつ合理的に使用するものであること。

4 国土交通大臣は、第一項の許可をしようとするときは、同項の本邦航空運送事業者の当該混雑飛行場の従前の使用状況に配慮してこれをしなければならない。

5 第一項の許可の有効期間は、許可の日からその日の属する単位期間（当該混雑飛行場に係る同項の指定の日以後の期間を五年を超えない範囲内において国土交通省令で定める年数ごとに区分した各期間をいう。）の末日までの期間とする。

6・7 (略)

8 第六項の本邦航空運送事業者は、当該混雑飛行場を使用して行う国内定期航空運送事業を廃止しようとするときは、その六月前（利用者の利便を阻害しないと認められる国土交通省令で定める場合にあつては、その二月前）までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

9 第一項の本邦航空運送事業者についての前条の規定の適用については、同条第一項から第三項までの規定中「運航計画」とあるのは「次条第一項の混雑飛行場を使用飛行場としない路線に係る運航計画」と、同条第四項中「国内定期航空運送事業」とあるのは「国内定期航空運送事業（次条第一項の混雑飛行場を使用して行うものを除く。）」とする。

10 第一項の混雑飛行場の指定があつたときは、当該指定の時にいて当該



雑空港を使用して国内定期航空運送事業を営んでいる本邦航空運送事業者は、国土交通省令で定めるところにより、当該指定の日に同項の許可を受けたものとみなす。

11 雑空港について第一項の指定が解除されたときは、当該解除の時にいて当該空港を使用して国内定期航空運送事業を営んでいる本邦航空運送事業者は、国土交通省令で定めるところにより、前条第一項又は第二項の規定による届出をしたものとみなす。

(外国航空機の航行)

第二百二十六条 (略)

2・3 (略)

4 外国の国籍を有する航空機は、第一項各号に掲げる航行を行う場合において国土交通大臣の要求があつたときは、遅滞なく、その指定する空港等に着陸しなければならない。

5 外国の国籍を有する航空機は、第一項第一号又は第二号に掲げる航行を行う場合には、天候その他やむを得ない事由のある場合を除くほか、国土交通大臣の指定する空港等において、着陸し、又は離陸しなければならない。ただし、国土交通大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

(報告徴収及び立入検査)

第三十四条 国土交通大臣は、この法律の施行を確保するため必要があるときは、次に掲げる者に対し、航空機若しくは装備品の設計、製造、整備、改造若しくは検査、航空従事者の養成若しくは知識及び能力の判定、航空身体検査証明、空港等若しくは航空保安施設の工事、管理若しくは使用、航空機の使用、航空業務、航空運送事業、航空機使用事業又は航空運送

雑飛行場を使用して国内定期航空運送事業を営んでいる本邦航空運送事業者は、国土交通省令で定めるところにより、当該指定の日に同項の許可を受けたものとみなす。

11 雑飛行場について第一項の指定が解除されたときは、当該解除の時にいて当該飛行場を使用して国内定期航空運送事業を営んでいる本邦航空運送事業者は、国土交通省令で定めるところにより、前条第一項又は第二項の規定による届出をしたものとみなす。

(外国航空機の航行)

第二百二十六条 (略)

2・3 (略)

4 外国の国籍を有する航空機は、第一項各号に掲げる航行を行う場合において国土交通大臣の要求があつたときは、遅滞なくその指定する飛行場に着陸しなければならない。

5 外国の国籍を有する航空機は、第一項第一号又は第二号に掲げる航行を行う場合には、天候その他やむを得ない事由のある場合を除く外、国土交通大臣の指定する飛行場において、着陸し、又は離陸しなければならない。但し、国土交通大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

(報告徴収及び立入検査)

第三十四条 国土交通大臣は、この法律の施行を確保するため必要があるときは、次に掲げる者に対し、航空機若しくは装備品の設計、製造、整備、改造若しくは検査、航空従事者の養成若しくは知識及び能力の判定、航空身体検査証明、飛行場若しくは航空保安施設の工事、管理若しくは使用、航空機の使用、航空業務、航空運送事業、航空機使用事業又は航空運送

代理店業に関し報告を求めることができる。

一〇三 (略)

四 空港等又は航空保安施設の設置者

五〇八 (略)

2 国土交通大臣は、この法律の施行を確保するため必要があるときは、その職員に、前項各号に掲げる者の事務所、工場その他の事業場、空港等、航空保安施設を設置する場所、空港等若しくは航空保安施設の工事を行う場所、航空機の所在する場所又は航空機に立ち入つて、航空機、航空保安施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3・4 (略)

(手数料の納付)

第百三十五条 次に掲げる者(国及び独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三三号)第二条第一項に規定する独立行政法人であつて当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに限る。)を除く。)は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

一〇十二 (略)

十三 第三十八条第一項の空港等又は航空保安施設の設置の許可を申請する者

十四 空港等について第四十二条第一項の完成検査を受けようとする者

十五 (略)

十六 空港等について第四十三条第二項において準用する第四十二条第一項の検査を受けようとする者

代理店業に関し報告を求めることができる。

一〇三 (略)

四 飛行場又は航空保安施設の設置者

五〇八 (略)

2 国土交通大臣は、この法律の施行を確保するため必要があるときは、その職員に、前項各号に掲げる者の事務所、工場その他の事業場、飛行場、航空保安施設を設置する場所、飛行場若しくは航空保安施設の工事を行う場所、航空機の所在する場所又は航空機に立ち入つて、航空機、航空保安施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3・4 (略)

(手数料の納付)

第百三十五条 次に掲げる者(国及び独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三三号)第二条第一項に規定する独立行政法人であつて当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに限る。)を除く。)は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

一〇十二 (略)

十三 第三十八条第一項の飛行場又は航空保安施設の設置の許可を申請する者

十四 飛行場について第四十二条第一項の完成検査を受けようとする者

十五 (略)

十六 飛行場について第四十三条第二項において準用する第四十二条第一項の検査を受けようとする者

十七 (略)

十八 空港等について第四十四条第四項(第四十五条第二項において準用する場合を含む。)の検査を受けようとする者

十九 (略)

二十 空港等について第四十七条第二項の検査を受ける者

二十一・二十二 (略)

(運輸審議会への諮問)

第三百三十六条 国土交通大臣は、次に掲げる処分等をしようとするときは、運輸審議会に諮らなければならない。

一 (略)

二 第七十七条の三第一項の規定による混雑空港を使用して運航を行うことの許可

三・四 (略)

(職権の委任)

第三百三十七条 (略)

2 (略)

3 この法律の規定により国土交通大臣の権限に属する事項で次に掲げるものは、政令で定めるところにより、防衛大臣に委任するものとする。

一 第九十四条ただし書、第九十四条の二第一項ただし書、第九十五条ただし書、第九十六条第一項及び第三項並びに第九十七条第一項に規定する事項であつて、政令で定める空港等の航空交通管制圏並びに当該航空交通管制圏及び政令で定める空港等の航空交通情報圏に接続する政令で定める進入管制区に係るもの

十七 (略)

十八 飛行場について第四十四条第四項(第四十五条第二項において準用する場合を含む。)の検査を受けようとする者

十九 (略)

二十 飛行場について第四十七条第二項の検査を受ける者

二十一・二十二 (略)

(運輸審議会への諮問)

第三百三十六条 国土交通大臣は、次に掲げる処分等をしようとするときは、運輸審議会に諮らなければならない。

一 (略)

二 第七十七条の三第一項の規定による混雑飛行場を使用して運航を行うことの許可

三・四 (略)

(職権の委任)

第三百三十七条 (略)

2 (略)

3 この法律の規定により国土交通大臣の権限に属する事項で次に掲げるものは、政令で定めるところにより、防衛大臣に委任するものとする。

一 第九十四条ただし書、第九十四条の二第一項ただし書、第九十五条ただし書、第九十六条第一項及び第三項並びに第九十七条第一項に規定する事項であつて、政令で定める飛行場の航空交通管制圏並びに当該航空交通管制圏及び政令で定める飛行場の航空交通情報圏に接続する政令で定める進入管制区に係るもの

- 二 第九十六条第二項に規定する事項であつて、政令で定める空港等に係るもの
- 三 第九十七条第二項に規定する事項であつて、政令で定める空港等から出発する航空機に係るもの
- 四 第九十八条に規定する事項であつて、政令で定める空港等に到着した航空機に係るもの

4 (略)

(空港等又は航空保安施設の設置等の罪)

第四百四十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、二百万円以下の罰金に処する。

- 一 第三十八条第一項の規定に違反して、許可を受けずに空港等を設置した者
- 二 第四十三条第一項の規定に違反して、空港等に特に重要な変更を加えた者
- 三 第四十八条の規定による空港等の全部又は一部の供用の停止の命令に違反した者

第四百四十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

- 一 第四十二条第四項(第四十三条第二項又は第四十四条第五項(第四十四条第五項)において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)の規定に違反して、空港等又は航空保安施設の供用を開始した者
- 二 第四十四条第一項の規定に違反して、許可を受けずに空港の供用を休止し、又は廃止した者

- 二 第九十六条第二項に規定する事項であつて、政令で定める飛行場に係るもの
- 三 第九十七条第二項に規定する事項であつて、政令で定める飛行場から出発する航空機に係るもの
- 四 第九十八条に規定する事項であつて、政令で定める飛行場に到着した航空機に係るもの

4 (略)

(飛行場又は航空保安施設の設置等の罪)

第四百四十六条 次の各号の一に該当する者は、二百万円以下の罰金に処する。

- 一 第三十八条第一項の規定に違反して、許可を受けずに飛行場を設置した者
- 二 第四十三条第一項の規定に違反して、飛行場に特に重要な変更を加えた者
- 三 第四十八条の規定による飛行場の全部又は一部の供用の停止の命令に違反した者

第四百四十八条 次の各号の一に該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

- 一 第四十二条第四項(第四十三条第二項又は第四十四条第五項(第四十四条第五項)において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)の規定に違反して、飛行場又は航空保安施設の供用を開始した者
- 二 第四十四条第一項の規定に違反して、許可を受けずに公共の用に供する飛行場の供用を休止し、又は廃止した者

三 (略)

四 第四十七条の二第一項の規定による届出をしないで、又は届出をした空港保安管理規程(同条第二項第二号及び第三号に係る部分に限る。)によらないで、空港の管理を行った者

五 第四十七条の二第三項の規定による命令に違反した者

第四百八条の二 航空保安施設の設置者が、次の各号のいずれかに該当するときは、五十万円以下の罰金に処する。

一 第五十四条第一項の規定による届出をしないで、又は届出をした使用料金によらないで、航空保安施設の使用料金を収受したとき。

二 第五十四条第二項の規定による命令に違反して、航空保安施設の使用料金を収受したとき。

〔削除〕

(技能証明書を携帯しない等の罪)

第五十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 一の五 (略)

二 第四十九条第一項(第五十五条の二第三項において準用する場合を含む。)又は第五十六条の三第一項の規定に違反して、建造物、植物その他の物件を設置し、植栽し、又は留置した者

二の二 (略)

三 (略)

〔新規〕

第四百八条の二 飛行場の設置者又は航空保安施設の設置者が、次の各号の一に該当するときは、五十万円以下の罰金に処する。

一 第五十四条第一項の規定による届出をしないで、又は届出をした使用料金によらないで、公共の用に供する飛行場又は航空保安施設の使用料金を収受したとき。

二 第五十四条第二項の規定による命令に違反して、公共の用に供する飛行場又は航空保安施設の使用料金を収受したとき。

2 飛行場の設置者が、第五十四条の二第二項の規定による認可を受けないで、管理規程を定め、又はこれを変更したときは、五十万円以下の罰金に処する。

(技能証明書を携帯しない等の罪)

第五十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 一の五 (略)

二 第四十九条第一項(第五十五条の二第二項において準用する場合を含む。)又は第五十六条の三第一項の規定に違反して、建造物、植物その他の物件を設置し、植栽し、又は留置した者

二の二 (略)

<p>三 第五十三条第一項の規定に違反して、滑走路、誘導路その他同項の国土交通省令で定める<u>空港等</u>の設備又は航空保安施設を損傷し、その他これらの機能を損なうおそれのある行為をした者</p> <p>三の二 第五十三条第二項の規定に違反して、<u>空港等</u>内で、航空機に向かつて物を投げ、その他同項の国土交通省令で定める行為をした者</p> <p>三の三 十 (略)</p>	<p>三 第五十三条第一項の規定に違反して、滑走路、誘導路その他同項の国土交通省令で定める<u>飛行場</u>の設備又は航空保安施設を損傷し、その他これらの機能を損なうおそれのある行為をした者</p> <p>三の二 第五十三条第二項の規定に違反して、<u>飛行場</u>内で、航空機に向かつて物を投げ、その他同項の国土交通省令で定める行為をした者</p> <p>三の三 十 (略)</p>
<p>第一百五十四条 航空機乗組員が次の各号のいずれかに該当するときは、五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 十三 (略)</p> <p>十四 第二百二十六条第五項の規定に違反して、国土交通大臣の指定する<u>空港等</u>以外の<u>空港等</u>において、航空機を着陸させ、又は離陸させたとき。</p>	<p>第一百五十四条 航空機乗組員が次の各号のいずれかに該当するときは、五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 十三 (略)</p> <p>十四 第二百二十六条第五項の規定に違反して、国土交通大臣の指定する<u>飛行場</u>以外の<u>飛行場</u>において、航空機を着陸させ、又は離陸させたとき。</p>
<p>2 (略)</p> <p>第一百五十七条 本邦航空運送事業者又は航空機使用事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 十二 (略)</p> <p>十三 第七条の三第一項の規定による許可を受けずに、<u>混雑空港</u>を使用して運航を行ったとき。</p> <p>十四 十七 (略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>第一百五十七条 本邦航空運送事業者又は航空機使用事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 十二 (略)</p> <p>十三 第七条の三第一項の規定による許可を受けずに、<u>混雑飛行場</u>を使用して運航を行ったとき。</p> <p>十四 十七 (略)</p>
<p>2 (過料)</p> <p>第六十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。</p>	<p>2 (過料)</p> <p>第六十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。</p>

- 一 (略)
- 二 第七七条の規定による揭示をせず、又は虚偽の揭示をした者
- 三・四 (略)

- 一 (略)
- 二 第五十四条の二第一項又は第七七条の規定による揭示をせず、又は虚偽の揭示をした者
- 三・四 (略)

○ 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十二年法律第八十号）（附則第十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>2 （略）</p> <p>第十条 各議院の議長、副議長及び議員は、その職務の遂行に資するため、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第一条第一項に規定する旅客会社及び旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十一号）附則第二条第一項に規定する新会社の鉄道及び自動車に運賃及び料金を支払うことなく乗ることができる特殊乗車券の交付を受け、又はこれに代えて若しくはこれと併せて両議院の議長が協議して定める航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二百一条第一項に規定する本邦航空運送事業者が経営する同法第二条第二十項に規定する国内定期航空運送事業に係る航空券の交付を受ける。</p>	<p>2 （略）</p> <p>第十条 各議院の議長、副議長及び議員は、その職務の遂行に資するため、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第一条第一項に規定する旅客会社及び旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十一号）附則第二条第一項に規定する新会社の鉄道及び自動車に運賃及び料金を支払うことなく乗ることができる特殊乗車券の交付を受け、又はこれに代えて若しくはこれと併せて両議院の議長が協議して定める航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二百一条第一項に規定する本邦航空運送事業者が経営する同法第二条第十九項に規定する国内定期航空運送事業に係る航空券の交付を受ける。</p>



○ 離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）（附則第十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

(五) （七） （略）	空港の区分 空港法第四条 第一項第五号 に掲げる空港 及び同法第五 条第一項に規 定する地方管 理空港	(略)	(略)	(略)	別表（第七条関係） (一)～(三)（略） (四) 空港法（昭和三十一年法律第八十号） 第六条第一項並びに第八条第一 項及び第四項に規定する費用について	改正案
	(略)	(略)	(略)	(略)		
	(略)	(略)	(略)	(略)		
	(略)	(略)	(略)	(略)		
(五) （七） （略）	空港の区分 第二種空港 第三種空港	(略)	(略)	(略)	別表（第七条関係） (一)～(三)（略） (四) 空港整備法（昭和三十一年法律第八十号） 第六条第一項、第八条第一 項及び第四項並びに第九条第一項及び第三項に規定する費用について	現行
	(略)	(略)	(略)	(略)		
	(略)	(略)	(略)	(略)		
	(略)	(略)	(略)	(略)		

改正案	現行
<p>（航空法等の適用除外） 第七七条（略）</p> <p>2 航空法第四十九条から第五十一条までの規定は、自衛隊が設置する飛行場について準用する。この場合において、同法第四十九条第一項中「第四十条（第四十三条第二項において準用する場合を含む。）の告示」とあるのは「防衛大臣の告示」と、同法第五十条第一項中「当該空港の設置又は第四十三条第一項の施設の変更」とあるのは「当該空港の設置又は変更」と読み替えるものとする。</p> <p>3～8（略）</p>	<p>（航空法等の適用除外） 第七七条（略）</p> <p>2 航空法第四十九条から第五十一条までの規定は、自衛隊が設置する飛行場について準用する。この場合において、同法第四十九条第一項中「第四十条（第四十三条第二項において準用する場合を含む。）の告示」とあるのは「防衛大臣の告示」と、同法第五十条中「当該飛行場の設置又は第四十三条第一項の施設の変更」とあるのは「当該飛行場の設置又は変更」と読み替えるものとする。</p> <p>3～8（略）</p>

○奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）（附則第十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案				現行			
別表（第六条関係）							
（略）	（略）	空 港	（略）	事業の区分	（略）	（略）	（略）
（略）				（略）			
（略）				（略）			
国の負担又は補助の割合の範囲							

改正案	現行
<p>（市町村に対する交付金の交付）</p> <p>第二条 国又は地方公共団体は、毎年度、当該年度の初日の属する年の前年（以下「前年」という。）の三月三十一日現在において所有する固定資産で次の各号に掲げる固定資産に該当するものにつき、当該固定資産所在の市町村に対して、国有資産等所在市町村交付金（以下「市町村交付金」という。）を交付する。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 空港（<u>空港法</u>（昭和三十一年法律第八十号）<u>第四条第一項各号に掲げる空港及び同法第五条第一項に規定する地方管理空港をいう。</u>以下同じ。）の用に供する固定資産（次号に掲げるものを除く。）又は国が自衛隊の設置する飛行場若しくは日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条第四項(a)の規定に基づき日本政府若しくは日本国民が使用する飛行場（空港の機能を果たすものとして政令で定めるものに限る。）において一般公衆の利用に供する目的で整備し、かつ、専ら一般公衆の利用に供する施設の用に供する固定資産（次号に掲げるものを除く。）</p> <p>三〇六（略）</p> <p>二〇五（略）</p>	<p>（市町村に対する交付金の交付）</p> <p>第二条 国又は地方公共団体は、毎年度、当該年度の初日の属する年の前年（以下「前年」という。）の三月三十一日現在において所有する固定資産で次の各号に掲げる固定資産に該当するものにつき、当該固定資産所在の市町村に対して、国有資産等所在市町村交付金（以下「市町村交付金」という。）を交付する。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 空港（<u>空港整備法</u>（昭和三十一年法律第八十号）<u>第二条第一項に規定する空港をいう。</u>以下同じ。）の用に供する固定資産（次号に掲げるものを除く。）又は国が自衛隊の設置する飛行場若しくは日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条第四項(a)の規定に基づき日本政府若しくは日本国民が使用する飛行場（空港の機能を果たすものとして政令で定めるものに限る。）において一般公衆の利用に供する目的で整備し、かつ、専ら一般公衆の利用に供する施設の用に供する固定資産（次号に掲げるものを除く。）</p> <p>三〇六（略）</p> <p>二〇五（略）</p>

(空港の用に供する固定資産の所有者等)

第十九条 空港法第四条の規定により国土交通大臣が管理する空港の用に供する固定資産で地方公共団体が所有するものについては国が、同法第五条第一項の規定により地方公共団体が管理する空港の用に供する固定資産で国が所有するものについては当該空港を管理する地方公共団体が所有する第二条第一項第二号の固定資産とみなして、この法律の規定を適用する。

この場合において、地方公共団体が所有する固定資産にあつては地方公共団体の長、国が所有する固定資産にあつては当該固定資産を管理する各省各庁の長は、国有財産台帳等に記載され、又は記録された当該固定資産の価格を前年の六月三十日までに当該空港を管理する者に通知するものとする。ただし、前年前に通知した事項に異動がないものについては、この限りでない。

2 空港法第四条の規定により国土交通大臣が管理する空港の用に供する固定資産で国土交通大臣以外の各省各庁の長が国有財産法の規定により管理するものについては、第七条、第十条第一項及び第二項、第十一条第一項並びに第十二条の規定にかかわらず、第七条の通知、第十条第一項の市町村の決定及び配分の通知、同条第二項の修正の通知並びに第十二条の市町村交付金の交付は国土交通大臣が行い、第十一条第一項の交付金交付請求書は市町村長が国土交通大臣に対して送付するものとする。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

附則

1 (略)

13 (略)  
16 (略)

(空港の用に供する固定資産の所有者等)

第十九条 空港整備法第三条及び第四条第一項の規定により国土交通大臣が管理する空港の用に供する固定資産で地方公共団体が所有するものについては国が、同法第四条第二項及び第五条第一項の規定により地方公共団体が管理する空港の用に供する固定資産で国が所有するものについては当該空港を管理する地方公共団体が所有する第二条第一項第二号の固定資産とみなして、この法律の規定を適用する。この場合において、地方公共団体が所有する固定資産にあつては地方公共団体の長、国が所有する固定資産にあつては当該固定資産を管理する各省各庁の長は、国有財産台帳等に記載され、又は記録された当該固定資産の価格を前年の六月三十日までに当該空港を管理する者に通知するものとする。ただし、前年前に通知した事項に異動がないものについては、この限りでない。

2 空港整備法第三条及び第四条第一項の規定により国土交通大臣が管理する空港の用に供する固定資産で国土交通大臣以外の各省各庁の長が国有財産法の規定により管理するものについては、第七条、第十条第一項及び第二項、第十一条第一項並びに第十二条の規定にかかわらず、第七条の通知、第十条第一項の市町村の決定及び配分の通知、同条第二項の修正の通知並びに第十二条の市町村交付金の交付は国土交通大臣が行い、第十一条第一項の交付金交付請求書は市町村長が国土交通大臣に対して送付するものとする。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

附則

1 (略)

13 (略)  
16 (略)

(東京国際空港に係る交付金算定標準額の特例)

17 第二条第一項第二号に掲げる固定資産のうち空港法第二十八条に規定する東京国際空港緊急整備事業により平成二十二年三月三十一日までに取得されるもので政令で定めるものに係る交付金算定標準額は、第三条第二項及び第四条第二項の規定にかかわらず、当該固定資産について市町村交付金が交付されることとなった年度から十年度分の市町村交付金に限り、第三条第二項の価格の四分の一の額とする。

(東京国際空港に係る交付金算定標準額の特例)

17 第二条第一項第二号に掲げる固定資産のうち東京国際空港における緊急整備事業の円滑な推進に関する特別措置法(平成十六年法律第二十四号)第二条に規定する緊急整備事業により平成二十二年三月三十一日までに取得されるもので政令で定めるものに係る交付金算定標準額は、第三条第二項及び第四条第二項の規定にかかわらず、当該固定資産について市町村交付金が交付されることとなった年度から十年度分の市町村交付金に限り、第三条第二項の価格の四分の一の額とする。

改正案	現行
<p>（特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特 別控除）</p> <p>第三十四条（略）</p> <p>2 前項に規定する特定土地区画整理事業等のために買い取られる場合とは、次に掲げる場合をいう。</p> <p>一 一の二（略）</p> <p>三 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）第十一条第一項、都市緑地法（昭和四十八年法律七十二号）第十七条第一項若しくは第三項、特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法（昭和五十三年法律第二十六号）第八条第一項、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十九条第四項（同法第五十五条の二第三項）において準用する場合を含む。）、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第百一号）第五条第二項若しくは公用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第百十号）第九条第二項その他政令で定める法律の規定により買い取られる場合（都市緑地法第十七条第三項の規定により買い取られる場合には、政令で定める場合に限る。）又は農地法第七十五条の八第一項の裁定により買い取られる場合</p> <p>四 一六（略）</p> <p>三 一六（略）</p>	<p>（特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特 別控除）</p> <p>第三十四条（略）</p> <p>2 前項に規定する特定土地区画整理事業等のために買い取られる場合とは、次に掲げる場合をいう。</p> <p>一 一の二（略）</p> <p>三 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）第十一条第一項、都市緑地法（昭和四十八年法律七十二号）第十七条第一項若しくは第三項、特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法（昭和五十三年法律第二十六号）第八条第一項、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十九条第四項（同法第五十五条の二第二項）において準用する場合を含む。）、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第百一号）第五条第二項若しくは公用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第百十号）第九条第二項その他政令で定める法律の規定により買い取られる場合（都市緑地法第十七条第三項の規定により買い取られる場合には、政令で定める場合に限る。）又は農地法第七十五条の八第一項の裁定により買い取られる場合</p> <p>四 一六（略）</p> <p>三 一六（略）</p>

(障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等)

第四十六条の二 (略)

2 青色申告書を提出する法人で次の表の各号の上欄に掲げるものが、平成十年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に、当該各号の中欄に掲げる減価償却資産のうちその製作の後事業の用に供されたことのないもの(前項の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「障害者対応設備等」という。)を取得し、又は障害者対応設備等を製作して、これを当該法人の営む当該各号の上欄に規定する事業の用に供した場合(所有権移転外リース取引により取得した当該障害者対応設備等をその事業の用に供した場合を除く。)には、その事業の用に供した日を含む事業年度の当該障害者対応設備等の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該障害者対応設備等の普通償却限度額と特別償却限度額(当該障害者対応設備等の取得価額(同表の第二号から第五号までの中欄に掲げる減価償却資産にあつては、当該取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額)に当該各号の下欄に掲げる割合を乗じて計算した金額をいう。)との合計額とする。

法人	資産	割合
一〜四 (略)	(略)	(略)
五 航空法第二条第十八項に規定する航空運送事業 (一の地点と他の地点との間に路線を定めて一定の日時により航行する航空機により行うものに限	(略)	(略)

(障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等)

第四十六条の二 (略)

2 青色申告書を提出する法人で次の表の各号の上欄に掲げるものが、平成十年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に、当該各号の中欄に掲げる減価償却資産のうちその製作の後事業の用に供されたことのないもの(前項の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「障害者対応設備等」という。)を取得し、又は障害者対応設備等を製作して、これを当該法人の営む当該各号の上欄に規定する事業の用に供した場合(所有権移転外リース取引により取得した当該障害者対応設備等をその事業の用に供した場合を除く。)には、その事業の用に供した日を含む事業年度の当該障害者対応設備等の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該障害者対応設備等の普通償却限度額と特別償却限度額(当該障害者対応設備等の取得価額(同表の第二号から第五号までの中欄に掲げる減価償却資産にあつては、当該取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額)に当該各号の下欄に掲げる割合を乗じて計算した金額をいう。)との合計額とする。

法人	資産	割合
一〜四 (略)	(略)	(略)
五 航空法第二条第十七項に規定する航空運送事業 (一の地点と他の地点との間に路線を定めて一定の日時により航行する航空機により行うものに限	(略)	(略)



る。を営む法人

356 (略)

(特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除)

第六十五条の三 法人（清算中の法人を除く。以下この款において同じ。）の有する土地又は土地の上に存する権利（棚卸資産に該当するものを除く。以下この款において「土地等」という。）が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合において、当該法人が当該各号に該当することとなつた土地等の譲渡により取得した対価の額又は資産（以下この項において「交換取得資産」という。）の価額（当該譲渡により取得した交換取得資産の価額がその譲渡した土地等の価額を超える場合において、その差額に相当する金額を当該譲渡に際して支出したときは、当該差額に相当する金額を控除した金額）が、当該譲渡した土地等の譲渡直前の帳簿価額と当該譲渡した土地等の譲渡に要した経費で当該対価又は交換取得資産に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額との合計額を超え、かつ、当該法人が当該事業年度のうち同一の年に属する期間中にその該当することとなつた土地等のいずれについても第六十五条の七から第六十五条の九まで又は第六十五条の十一から第六十六条までの規定の適用を受けなるときは、その超える部分の金額と二千万円（当該譲渡の日の属する年における譲渡により取得した対価の額又は交換取得資産の価額につき、この項の規定により損金の額に算入した、又は損金の額に算入する金額（第六十八条の七十四第一項の規定により損金の額に算入した金額を含む。）があるときは、当該金額を控除した金額）とのいずれか低い金額を当該譲渡の日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

る。を営む法人

356 (略)

(特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除)

第六十五条の三 法人（清算中の法人を除く。以下この款において同じ。）の有する土地又は土地の上に存する権利（棚卸資産に該当するものを除く。以下この款において「土地等」という。）が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合において、当該法人が当該各号に該当することとなつた土地等の譲渡により取得した対価の額又は資産（以下この項において「交換取得資産」という。）の価額（当該譲渡により取得した交換取得資産の価額がその譲渡した土地等の価額を超える場合において、その差額に相当する金額を当該譲渡に際して支出したときは、当該差額に相当する金額を控除した金額）が、当該譲渡した土地等の譲渡直前の帳簿価額と当該譲渡した土地等の譲渡に要した経費で当該対価又は交換取得資産に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額との合計額を超え、かつ、当該法人が当該事業年度のうち同一の年に属する期間中にその該当することとなつた土地等のいずれについても第六十五条の七から第六十五条の九まで又は第六十五条の十一から第六十六条までの規定の適用を受けなるときは、その超える部分の金額と二千万円（当該譲渡の日の属する年における譲渡により取得した対価の額又は交換取得資産の価額につき、この項の規定により損金の額に算入した、又は損金の額に算入する金額（第六十八条の七十四第一項の規定により損金の額に算入した金額を含む。）があるときは、当該金額を控除した金額）とのいずれか低い金額を当該譲渡の日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一〇二の二 (略)

三 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第十一条第一項、都市緑地法第十七条第一項若しくは第三項、特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法第八条第一項、航空法第四十九条第四項（同法第五十五条の二第三項において準用する場合を含む。）、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第五条第二項若しくは公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第九条第二項その他政令で定める法律の規定により買い取られる場合（都市緑地法第十七条第三項の規定により買い取られる場合には、政令で定める場合に限る。）又は農地法第七十五条の八第一項の裁定により買い取られる場合

四〇六 (略)

二〇八 (略)

（障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等）

第六十八条の三十一 (略)

2 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、次の表の各号の上欄に掲げるものが、平成十四年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に、当該各号の中欄に掲げる減価償却資産のうちその製作の後事業の用に供されたことのないもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「障害者対応設備等」という。）を取得し、又は障害者対応設備等を製作して、これを当該連結親法人又はその連結子法人の営む当該各号の上欄に規定する事業の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該障害者対応設備等をその事業の用に供した場合を除く。）には、その事業の用に供した日を含む連結事業年度の当該障害者対応設備等の償却限度額は、法人税法第八十一条の

一〇二の二 (略)

三 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第十一条第一項、都市緑地法第十七条第一項若しくは第三項、特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法第八条第一項、航空法第四十九条第四項（同法第五十五条の二第二項において準用する場合を含む。）、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第五条第二項若しくは公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第九条第二項その他政令で定める法律の規定により買い取られる場合（都市緑地法第十七条第三項の規定により買い取られる場合には、政令で定める場合に限る。）又は農地法第七十五条の八第一項の裁定により買い取られる場合

四〇六 (略)

二〇八 (略)

（障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等）

第六十八条の三十一 (略)

2 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、次の表の各号の上欄に掲げるものが、平成十四年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に、当該各号の中欄に掲げる減価償却資産のうちその製作の後事業の用に供されたことのないもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「障害者対応設備等」という。）を取得し、又は障害者対応設備等を製作して、これを当該連結親法人又はその連結子法人の営む当該各号の上欄に規定する事業の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該障害者対応設備等をその事業の用に供した場合を除く。）には、その事業の用に供した日を含む連結事業年度の当該障害者対応設備等の償却限度額は、法人税法第八十一条の

三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該障害者対応設備等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該障害者対応設備等の取得価額（同表の第二号から第五号までの中欄に掲げる減価償却資産にあつては、当該取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額）に当該各号の下欄に掲げる割合を乗じて計算した金額をいう。）との合計額とする。

法人	資産	割合
一～四 (略)	(略)	(略)
五 航空法第二条第十八項に規定する航空運送事業（一の地点と他の地点との間に路線を定めて一定の日時により航行する航空機により行うものに限る。）を営む連結法人	(略)	(略)

3～6 (略)

三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該障害者対応設備等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該障害者対応設備等の取得価額（同表の第二号から第五号までの中欄に掲げる減価償却資産にあつては、当該取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額）に当該各号の下欄に掲げる割合を乗じて計算した金額をいう。）との合計額とする。

法人	資産	割合
一～四 (略)	(略)	(略)
五 航空法第二条第十七項に規定する航空運送事業（一の地点と他の地点との間に路線を定めて一定の日時により航行する航空機により行うものに限る。）を営む連結法人	(略)	(略)

3～6 (略)

○ 公共用地の取得に関する特別措置法(昭和三十六年法律第百五十号) (附則第二十一条関係)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(特定公共事業)</p> <p>第二条 この法律において「特定公共事業」とは、土地収用法第三条各号の一に該当するものに関する事業若しくは都市計画法(昭和四十三年法律第百号)の規定により土地を収用し、若しくは使用することができる都市計画事業のうち、次の各号の一に該当するものに関する事業又は当該事業に係る土地収用法第十六条に規定する関連事業で、起業者が第七条(第四十五条において準用する場合を含む。)の規定による国土交通大臣の認定を受けたものをいう。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 空港法(昭和三十一年法律第八十号) <u>第四条第一項第一号から第四号までに掲げる空港</u></p> <p>四〇九 (略)</p>	<p>(特定公共事業)</p> <p>第二条 この法律において「特定公共事業」とは、土地収用法第三条各号の一に該当するものに関する事業若しくは都市計画法(昭和四十三年法律第百号)の規定により土地を収用し、若しくは使用することができる都市計画事業のうち、次の各号の一に該当するものに関する事業又は当該事業に係る土地収用法第十六条に規定する関連事業で、起業者が第七条(第四十五条において準用する場合を含む。)の規定による国土交通大臣の認定を受けたものをいう。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 <u>第一種空港</u></p> <p>四〇九 (略)</p>

改正案		現行			
<p>別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条關係）</p> <p>登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項</p>	課税標準	税率	<p>別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条關係）</p> <p>登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項</p>		
	税率	税率			
<p>一〇百三十七 (略)</p> <p>百三十八 空港等若しくは航空保安施設の設置の許可、設計検査等に係る事業場の認定又は航空運送事業若しくは航空機使用事業の許可</p> <p>(一) 航空法第三十八条第一項（空港等又は航空保安施設の設置）の規定による空港等又は航空保安施設の設置の許可</p> <p>イ 空港等の設置の許可</p> <p>ロ 航空保安施設の設置の許可</p> <p>(二)〇五 (略)</p> <p>百三十九〇百五十八 (略)</p>	<p>許可件数</p> <p>一件につき十</p> <p>五万円</p> <p>一件につき九万円</p> <p>(略)</p>	<p>許可件数</p> <p>一件につき十</p> <p>五万円</p> <p>一件につき九万円</p> <p>(略)</p>	<p>一〇百三十七 (略)</p> <p>百三十八 飛行場若しくは航空保安施設の設置の許可、設計検査等に係る事業場の認定又は航空運送事業若しくは航空機使用事業の許可</p> <p>(一) 航空法第三十八条第一項（飛行場又は航空保安施設の設置）の規定による飛行場又は航空保安施設の設置の許可</p> <p>イ 飛行場の設置の許可</p> <p>ロ 航空保安施設の設置の許可</p> <p>(二)〇五 (略)</p> <p>百三十九〇百五十八 (略)</p>	<p>許可件数</p> <p>一件につき十</p> <p>五万円</p> <p>一件につき九万円</p> <p>(略)</p>	<p>許可件数</p> <p>一件につき十</p> <p>五万円</p> <p>一件につき九万円</p> <p>(略)</p>

○ 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第百十号）（附則第二十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>（空港周辺整備計画）</p> <p>第九条の三 空港法（昭和三十一年法律第八十号）<u>第四条第一項各号に掲げる空港</u>であり、その周辺地域について第一種区域が指定されている特定飛行場で、当該第一種区域が市街化されているため、その区域について、新たに航空機の騒音による障害が発生することを防止し、又は航空機の騒音により生ずる障害を軽減し、あわせて生活環境の改善に資するための計画的な整備を促進する必要があると認められるものは、政令で周辺整備空港として指定する。</p> <p>255 （略）</p>	<p>（空港周辺整備計画）</p> <p>第九条の三 空港整備法（昭和三十一年法律第八十号）<u>第二条第一項に規定する第一種空港又は第二種空港</u>であり、その周辺地域について第一種区域が指定されている特定飛行場で、当該第一種区域が市街化されているため、その区域について、新たに航空機の騒音による障害が発生することを防止し、又は航空機の騒音により生ずる障害を軽減し、あわせて生活環境の改善に資するための計画的な整備を促進する必要があると認められるものは、政令で周辺整備空港として指定する。</p> <p>255 （略）</p>

改正案	現行
<p>（航空機燃料譲与税） 第一条（略）</p> <p>2 前項の「空港関係市町村」とは、空港（<u>空港法</u>（昭和三十一年法律第八十号）<u>第四条</u>第一項各号に掲げる空港若しくは同法<u>第五条</u>第一項に規定する地方管理空港又は国内航空に従事する航空機が使用する公共の飛行場として政令で定める飛行場をいう。以下同じ。）の所在する市町村（特別区を含む。以下同じ。）及びこれに隣接する市町村並びにその区域外に空港を設置している市町村で、総務大臣が指定するものをいい、前項の「空港関係都道府県」とは、当該市町村を包括する都道府県をいう。</p>	<p>（航空機燃料譲与税） 第一条（略）</p> <p>2 前項の「<u>空港関係市町村</u>」とは、<u>空港（空港整備法（昭和三十一年法律第八十号）<u>第二条</u>第一項に規定する空港又は国内航空に従事する航空機が使用する公共の飛行場として政令で定める飛行場をいう。以下同じ。）の所在する市町村（特別区を含む。以下同じ。）</u>及びこれに隣接する市町村並びにその区域外に<u>空港を設置している市町村</u>で、総務大臣が指定するものをいい、前項の「<u>空港関係都道府県</u>」とは、<u>当該市町村を包括する都道府県</u>をいう。</p>

改正案	現行
<p>（特定空港の指定等）</p> <p>第二条 空港法（昭和三十一年法律第八十号）<u>第四条</u>第一項各号に掲げる空港及び同法第五条第一項に規定する<u>地方管理空港</u>であつて、おおむね十年後においてその周辺の広範囲な地域にわたり航空機の著しい騒音が及ぶこととなり、かつ、その地域において宅地化が進むと予想されるため、その周辺について航空機の騒音により生ずる障害を防止し、あわせて適正かつ合理的な土地利用を図る必要があると認められるものは、政令で特定空港として指定する。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（特定空港の指定等）</p> <p>第二条 空港整備法（昭和三十一年法律第八十号）<u>第二条</u>第一項に規定する空港であつて、おおむね十年後においてその周辺の広範囲な地域にわたり航空機の著しい騒音が及ぶこととなり、かつ、その地域において宅地化が進むと予想されるため、その周辺について航空機の騒音により生ずる障害を防止し、あわせて適正かつ合理的な土地利用を図る必要があると認められるものは、政令で特定空港として指定する。</p> <p>2・3 （略）</p>



改正案	現行
<p>（関西国際空港）</p> <p>第二条 関西国際空港は、<u>国際航空輸送網の拠点となる空港</u>として、大阪府の地先水面で政令で定める位置に設置するものとする。</p> <p>（関西国際空港等の設置及び管理）</p> <p>第三条 関西国際空港及び同空港における航空機の離陸又は着陸の安全を確保するために必要な航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）<u>第二条第五項</u>に規定する航空保安施設の設置及び管理は、国土交通大臣が定める基本計画に適合するものでなければならない。</p> <p>2（略）</p> <p>（事業の範囲）</p> <p>第六条 会社は、その目的を達成するため、次の事業を営むものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 関西国際空港における航空機の離陸又は着陸の安全を確保するために必要な航空法<u>第二条第五項</u>に規定する航空保安施設の設置及び管理</p> <p>三〇六（略）</p> <p>2・3（略）</p>	<p>（関西国際空港）</p> <p>第二条 関西国際空港は、<u>国際航空路線に必要な公共用飛行場</u>として、大阪府の地先水面で政令で定める位置に設置するものとする。</p> <p>（関西国際空港等の設置及び管理）</p> <p>第三条 関西国際空港及び同空港における航空機の離陸又は着陸の安全を確保するために必要な航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）<u>第二条第四項</u>に規定する航空保安施設の設置及び管理は、国土交通大臣が定める基本計画に適合するものでなければならない。</p> <p>2（略）</p> <p>（事業の範囲）</p> <p>第六条 会社は、その目的を達成するため、次の事業を営むものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 関西国際空港における航空機の離陸又は着陸の安全を確保するために必要な航空法<u>第二条第四項</u>に規定する航空保安施設の設置及び管理</p> <p>三〇六（略）</p> <p>2・3（略）</p>

改正案	現行
<p>(定義)                      第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 この法律において「航空運送事業者」とは、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）<u>第一条第十八項</u>の航空運送事業を經營する者をいう。</p> <p>4～8 (略)</p>	<p>(定義)                      第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 この法律において「航空運送事業者」とは、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）<u>第一条第十七項</u>の航空運送事業を經營する者をいう。</p> <p>4～8 (略)</p>

改正案	現行
<p>別表第一（第六条関係）</p> <p>一〇十一（略）</p> <p>十二 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十条（空港の告示等）の規定により告示された同法第二条第四項（定義）に規定する空港（財務省令で定めるものを除く。）又は当該空港の周辺にある同法第一百零二条第一項（運航管理施設等の検査）に規定する本邦航空運送事業者の格納庫若しくは航空貨物取扱施設の用に供されている土地等</p> <p>十三〇二十四（略）</p>	<p>別表第一（第六条関係）</p> <p>一〇十一（略）</p> <p>十二 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十条（公共飛行場の告示等）の規定により公共の用に供する飛行場として告示された飛行場（財務省令で定めるものを除く。）又は当該飛行場の周辺にある同法第一百零二条第一項（運航管理施設等の検査）に規定する本邦航空運送事業者の格納庫若しくは航空貨物取扱施設の用に供されている土地等</p> <p>十三〇二十四（略）</p>

改正案	現行
<p>(定義)            第二条 (略)</p> <p>2 この法律において「第一種事業」とは、次に掲げる要件を満たしている事業であつて、規模（形状が変更される部分の土地の面積、新設される工作物の大きさその他の数値で表される事業の規模をいう。次項において同じ。）が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。</p> <p>一 次に掲げる事業の種類のうちに該当する一の事業であること。</p> <p>イ〜ハ (略)</p> <p>ニ <u>空港法</u>（昭和三十一年法律第八十号）<u>第二条</u>に規定する空港その他の飛行場及びその施設の設置又は変更の事業</p> <p>ホ〜ワ (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>3〜5 (略)</p>	<p>(定義)            第二条 (略)</p> <p>2 この法律において「第一種事業」とは、次に掲げる要件を満たしている事業であつて、規模（形状が変更される部分の土地の面積、新設される工作物の大きさその他の数値で表される事業の規模をいう。次項において同じ。）が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。</p> <p>一 次に掲げる事業の種類のうちに該当する一の事業であること。</p> <p>イ〜ハ (略)</p> <p>ニ <u>空港整備法</u>（昭和三十一年法律第八十号）<u>第二条</u>第一項に規定する<u>空港</u>その他の飛行場及びその施設の設置又は変更の事業</p> <p>ホ〜ワ (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>3〜5 (略)</p>

改正案	現行
<p>（中部国際空港）</p> <p>第二条 中部国際空港は、<u>国際航空輸送網の拠点となる空港</u>として、愛知県の地先水面で政令で定める位置に設置するものとする。</p> <p>（中部国際空港等の設置及び管理）</p> <p>第三条 中部国際空港及び同空港における航空機の離陸又は着陸の安全を確保するために必要な航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）<u>第二条第五項</u>に規定する航空保安施設（次条第一項において「中部国際空港等」という。）の設置及び管理は、国土交通大臣が定める基本計画に適合するものでなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（指定会社の事業）</p> <p>第六条 指定会社は、次の事業を営むものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 中部国際空港における航空機の離陸又は着陸の安全を確保するために必要な航空法<u>第二条第五項</u>に規定する航空保安施設の設置及び管理</p> <p>三〇五 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（中部国際空港）</p> <p>第二条 中部国際空港は、<u>国際航空路線に必要な公共用飛行場</u>として、愛知県の地先水面で政令で定める位置に設置するものとする。</p> <p>（中部国際空港等の設置及び管理）</p> <p>第三条 中部国際空港及び同空港における航空機の離陸又は着陸の安全を確保するために必要な航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）<u>第二条第四項</u>に規定する航空保安施設（次条第一項において「中部国際空港等」という。）の設置及び管理は、国土交通大臣が定める基本計画に適合するものでなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（指定会社の事業）</p> <p>第六条 指定会社は、次の事業を営むものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 中部国際空港における航空機の離陸又は着陸の安全を確保するために必要な航空法<u>第二条第四項</u>に規定する航空保安施設の設置及び管理</p> <p>三〇五 （略）</p> <p>2 （略）</p>

改正案		現行	
別表（第百五条関係）			
項 (略)	七 空港	事業の区分 (略)	国の負担又は補助の割合の範囲 (略)
(略)	(略)	(略)	(略)
<p>空港法（昭和三十一年法律第八十号）<u>第四</u>条第一項第五号に掲げる空港及び同法第五條第一項に規定する地方管理空港に係る同法第六條第一項及び第八條第四項に規定する工事に規定する工事</p> <p>十分の九・五（空港法第四條第一項第五号に掲げる空港に係る同法第八條第四項に規定する工事にあつては十分の十、国以外の者の行う事業にあつては十分の九）以内</p>			
別表（第百五条関係）			
項 (略)	七 空港	事業の区分 (略)	国の負担又は補助の割合の範囲 (略)
(略)	(略)	(略)	(略)
<p>空港整備法（昭和三十一年法律第八十号）<u>第二</u>条第一項第二号及び第三号に規定する空港に係る同法第六條第一項及び第八條第四項に規定する工事</p> <p>十分の九・五（空港整備法第二條第一項第二号に規定する空港に係る同法第八條第四項に規定する工事にあつては十分の十、国以外の者の行う事業にあつては十分の九）以内</p>			

改正案	現行
<p>(定義)                      第二条 (略)</p> <p>2 この法律において「社会資本整備事業」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 <u>空港法</u>（昭和三十一年法律第八十号）<u>第二条</u>に規定する空港及び同法附則第二条第一項の政令で定める飛行場（これらと併せて設置すべき政令で定める施設を含む。以下この号において「空港」という。）の設置及び改良に関する事業並びに空港の周辺における航空機の騒音により生ずる障害の防止等に関する事業</p> <p>五 十四 (略)</p>	<p>(定義)                      第二条 (略)</p> <p>2 この法律において「社会資本整備事業」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 <u>空港整備法</u>（昭和三十一年法律第八十号）<u>第二条</u>第一項に規定する空港その他の飛行場で公共の用に供されるもの（これらと併せて設置すべき政令で定める施設を含む。以下この号において「空港」という。）の設置及び改良に関する事業並びに空港の周辺における航空機の騒音により生ずる障害の防止等に関する事業</p> <p>五 十四 (略)</p>

改正案	現行
<p>（成田国際空港）</p> <p>第二条 この法律において「成田国際空港」とは、附則第十二条第一項の規定により会社が新東京国際空港公団（以下「公団」という。）から承継した空港をいう。</p> <p>（成田国際空港等の設置及び管理）</p> <p>第三条 成田国際空港及び成田国際空港における航空機の離陸又は着陸の安全を確保するために必要な航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）<u>第二条第五項に規定する航空保安施設の設置及び管理は、国土交通大臣が定める基本計画に適合するものでなければならない。</u></p> <p>2（略）</p> <p>（事業の範囲）</p> <p>第五条 会社は、その目的を達成するため、次の事業を営むものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 成田国際空港における航空機の離陸又は着陸の安全を確保するために必要な航空法<u>第二条第五項に規定する航空保安施設の設置及び管理</u></p> <p>三〇七（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>（成田国際空港）</p> <p>第二条 この法律において「成田国際空港」とは、附則第十二条第一項の規定により会社が新東京国際空港公団（以下「公団」という。）から承継した<u>公共飛行場</u>をいう。</p> <p>（成田国際空港等の設置及び管理）</p> <p>第三条 成田国際空港及び成田国際空港における航空機の離陸又は着陸の安全を確保するために必要な航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）<u>第二条第四項に規定する航空保安施設の設置及び管理は、国土交通大臣が定める基本計画に適合するものでなければならない。</u></p> <p>2（略）</p> <p>（事業の範囲）</p> <p>第五条 会社は、その目的を達成するため、次の事業を営むものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 成田国際空港における航空機の離陸又は着陸の安全を確保するために必要な航空法<u>第二条第四項に規定する航空保安施設の設置及び管理</u></p> <p>三〇七（略）</p> <p>2（略）</p>



○ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百二十二号）（附則第三十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（公共的施設の適切な管理）</p> <p>第三百三十七条 河川管理施設（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第二項の河川管理施設をいう。以下この条において同じ。）<u>、道路（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二条第一項の道路及び道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二条第八項の自動車道をいう。以下この条において同じ。）<u>、港湾（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の規定による港湾をいう。以下この条において同じ。）及び空港（空港法（昭和三十一年法律第八十号）<u>第四条第一項各号に掲げる空港及び同法第五条第一項に規定する地方管理空港をいう。以下この条において同じ</u></u>）の管理者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、武力攻撃事態等において、それぞれその国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、河川管理施設、道路、港湾及び空港を適切に管理しなければならない。</u></p>	<p>（公共的施設の適切な管理）</p> <p>第三百三十七条 河川管理施設（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第二項の河川管理施設をいう。以下この条において同じ。）<u>、道路（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二条第一項の道路及び道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二条第八項の自動車道をいう。以下この条において同じ。）<u>、港湾（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の規定による港湾をいう。以下この条において同じ。）及び空港（空港整備法（昭和三十一年法律第八十号）<u>第二条第一項の空港をいう。以下この条において同じ</u>）</u>の管理者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、武力攻撃事態等において、それぞれその国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、河川管理施設、道路、港湾及び空港を適切に管理しなければならない。</u></p>

○ 武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律（平成十六年法律第百十四号）（附則第三十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（定義）            第二条（略）            2～4（略）            5 この法律において「飛行場施設」とは、<u>空港及び同法第五条第一項に規定する地</u>（第十号）<u>第四条第一項各号に掲げる空港及び同法第五条第一項に規定する地方管理空港の施設並びに当該空港及び地方管理空港以外の政令で定める公共の用に供する飛行場（航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十六条の四第一項の規定に基づき公共の用に供すべきものとして指定された着陸帯その他の施設のある自衛隊の設置する飛行場を含む。）</u>の施設をいう。</p> <p>6・7（略）</p>	<p>（定義）            第二条（略）            2～4（略）            5 この法律において「飛行場施設」とは、<u>空港整備法（昭和三十一年法律第八十号）第二条第一項の空港の施設及び同項の空港以外の政令で定める公共の用に供する飛行場（航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十六条の四第一項の規定に基づき公共の用に供すべきものとして指定された着陸帯その他の施設のある自衛隊の設置する飛行場を含む。）</u>の施設をいう。</p> <p>6・7（略）</p>

改正案	現行
<p>(目的)                      第九十八條 (略)                      二〇四 (略)                      五 この節において「空港整備事業」とは、<u>空港法</u>（昭和三十一年法律第八十号）<u>第二条</u>に規定する空港及び同法附則第二条第一項の政令で定める飛行場（これらと併せて設置すべき政令で定める施設を含む。以下この節において「空港」という。）の設置、改良及び災害復旧並びに維持その他の管理に関する事業並びに空港の周辺における航空機の騒音により生ずる障害の防止その他の措置に関する事業並びにこれらの事業に要する費用についての国の出資金、負担金その他の経費の交付及び資金の貸付けで国土交通大臣が行うものをいう。</p> <p>六 (略)                      七 第一項の「社会資本整備関係事業等」とは、次に掲げる事務又は事業をいう。                      一〇七 (略)                      十八 航空機を使用して行う航空保安施設（航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）<u>第二条第五項</u>に規定する航空保安施設をいう。）の検査その他航空交通の安全の確保のための検査及び調査に関する業務（以下この節において「飛行検査業務等」という。）で国土交通大臣が行うもの</p>	<p>(目的)                      第九十八條 (略)                      二〇四 (略)                      五 この節において「空港整備事業」とは、<u>空港整備法</u>（昭和三十一年法律第八十号）<u>第二条第一項</u>に規定する空港その他の飛行場で公共の用に供されるもの（これらと併せて設置すべき政令で定める施設を含む。以下この節において「空港」という。）の設置、改良及び災害復旧並びに維持その他の管理に関する事業並びに空港の周辺における航空機の騒音により生ずる障害の防止その他の措置に関する事業並びにこれらの事業に要する費用についての国の出資金、負担金その他の経費の交付及び資金の貸付けで国土交通大臣が行うものをいう。</p> <p>六 (略)                      七 第一項の「社会資本整備関係事業等」とは、次に掲げる事務又は事業をいう。                      一〇七 (略)                      十八 航空機を使用して行う航空保安施設（航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）<u>第二条第四項</u>に規定する航空保安施設をいう。）の検査その他航空交通の安全の確保のための検査及び調査に関する業務（以下この節において「飛行検査業務等」という。）で国土交通大臣が行うもの</p>

十九 (略)

(歳入及び歳出)

第二百一条 (略)

2・3 (略)

4 空港整備勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ (略)

ロ 空港法第六条第一項若しくは第二項(同法第九条第二項(同法附則

第三条第三項)において準用する場合を含む。)、及び同法附則第三条第

三項において準用する場合を含む。)、第九条第一項(同法附則第三

条第三項)において準用する場合を含む。)、又は附則第三条第一項の規

定による負担金

ハ、ヌ (略)

二 (略)

5 (略)

附則

(空港整備勘定の歳入及び歳出の特例等)

第五十三条 (略)

2 (略)

3 空港法附則第七条第一項から第四項まで若しくは中部国際空港の設置及

び管理に関する法律附則第二条第一項の規定による無利子の貸付けに関す

る経理を空港整備勘定において行う場合又は社会資本整備特別措置法第七

十九 (略)

(歳入及び歳出)

第二百一条 (略)

2・3 (略)

4 空港整備勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ (略)

ロ 空港整備法第六条第一項若しくは第二項(同法第十条第二項(同法

附則第四項)において準用する場合を含む。)、及び同法附則第四項にお

いて準用する場合を含む。)、第十条第一項(同法附則第四項におい

て準用する場合を含む。)、又は附則第二項の規定による負担金

ハ、ヌ (略)

二 (略)

5 (略)

附則

(空港整備勘定の歳入及び歳出の特例等)

第五十三条 (略)

2 (略)

3 空港整備法附則第八項から第十一項まで若しくは中部国際空港の設置及

び管理に関する法律附則第二条第一項の規定による無利子の貸付けに関す

る経理を空港整備勘定において行う場合又は社会資本整備特別措置法第七

条第二項の規定により一般会計から同勘定に繰入れを行う場合における第二百一条第四項及び第二百三条第四項の規定の適用については、第二百一条第四項第一号ハ中「一般会計からの繰入金」とあるのは「第二百三条第四項若しくは附則第五十三条第一項若しくは第七項又は日本電信電話株式会社株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号。第二百三条第四項において「社会資本整備特別措置法」という。）第七条第一項若しくは第二項の規定による一般会計からの繰入金」と、同号へ中「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第百十号）第三十三号、関西国際空港株式会社法（昭和五十九年法律第五十三号）第七条の四第二項若しくは第十条、中部国際空港の設置及び管理に関する法律（平成十年法律第三十六号）第九条」とあるのは「空港法附則第七条第一項から第四項まで、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第百十号）第三十三号、関西国際空港株式会社法（昭和五十九年法律第五十三号）第七条の四第二項若しくは第十条、中部国際空港の設置及び管理に関する法律（平成十年法律第三十六号）第九条若しくは附則第二号ホ中「一般会計への繰入金」とあるのは「第二百五条第四項又は附則第五十三条第四項から第六項まで若しくは第八項の規定による一般会計への繰入金」と、第二百三条第四項中「費用」とあるのは「費用（社会資本整備特別措置法第七条第二項の規定により一般会計から同勘定に繰り入れられる金額をもって充てるものを除く。）」とする。

4 空港整備勘定において空港法附則第七条第一項から第四項まで又は中部国際空港の設置及び管理に関する法律附則第二条第一項の規定による無利子の貸付金の償還（返還を含む。以下この項において同じ。）を受けた場

条第二項の規定により一般会計から同勘定に繰入れを行う場合における第二百一条第四項及び第二百三条第四項の規定の適用については、第二百一条第四項第一号ハ中「一般会計からの繰入金」とあるのは「第二百三条第四項若しくは附則第五十三条第一項若しくは第七項又は日本電信電話株式会社株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号。第二百三条第四項において「社会資本整備特別措置法」という。）第七条第一項若しくは第二項の規定による一般会計からの繰入金」と、同号へ中「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第百十号）第三十三号、関西国際空港株式会社法（昭和五十九年法律第五十三号）第七条の四第二項若しくは第十条、中部国際空港の設置及び管理に関する法律（平成十年法律第三十六号）第九条」とあるのは「空港整備法附則第八項から第十一項まで、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第百十号）第三十三号、関西国際空港株式会社法（昭和五十九年法律第五十三号）第七条の四第二項若しくは第十条、中部国際空港の設置及び管理に関する法律（平成十年法律第三十六号）第九条若しくは附則第二号ホ中「一般会計への繰入金」とあるのは「第二百五条第四項又は附則第五十三条第四項から第六項まで若しくは第八項の規定による一般会計への繰入金」と、第二百三条第四項中「費用」とあるのは「費用（社会資本整備特別措置法第七条第二項の規定により一般会計から同勘定に繰り入れられる金額をもって充てるものを除く。）」とする。

4 空港整備勘定において空港整備法附則第八項から第十一項まで又は中部国際空港の設置及び管理に関する法律附則第二条第一項の規定による無利子の貸付金の償還（返還を含む。以下この項において同じ。）を受けた場

合においては、当該償還の日の属する年度に、当該貸付金の償還金（返還金を含む。）に相当する金額を、同勘定から一般会計に繰り入れるものとする。

5 社会資本整備特別措置法第七条第一項の規定により一般会計から空港整備勘定に繰り入れられた繰入金額が、当該年度における空港法附則第七条第一項から第四項まで又は中部国際空港の設置及び管理に関する法律附則第二条第一項の規定による無利子の貸付金の合計額を超過する場合には、当該超過額に相当する金額は、翌年度において社会資本整備特別措置法第七条第一項の規定による一般会計からの繰入金額から減額し、なお残余があるときは、翌々年度までに同勘定から一般会計に繰り入れるものとする。

6～8 (略)

合においては、当該償還の日の属する年度に、当該貸付金の償還金（返還金を含む。）に相当する金額を、同勘定から一般会計に繰り入れるものとする。

5 社会資本整備特別措置法第七条第一項の規定により一般会計から空港整備勘定に繰り入れられた繰入金額が、当該年度における空港整備法附則第八項から第十一項まで又は中部国際空港の設置及び管理に関する法律附則第二条第一項の規定による無利子の貸付金の合計額を超過する場合には、当該超過額に相当する金額は、翌年度において社会資本整備特別措置法第七条第一項の規定による一般会計からの繰入金額から減額し、なお残余があるときは、翌々年度までに同勘定から一般会計に繰り入れるものとする。

6～8 (略)

○ 広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成十九年法律第五十二号）（附則第三十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>(定義)            第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 この法律において「拠点施設関連基盤施設整備事業」とは、都道府県が実施する事業であつて、次に掲げるものをいう。</p> <p>一 次に掲げる事業であつて、拠点施設の整備を特に促進することが適当と認められる地区（以下「重点地区」という。）の区域における民間事業者その他の者による拠点施設の整備に関する事業の施行に関連して当該事業と一体的に実施することが必要となるもの</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 空港法（昭和三十一年法律第八十号）<u>第五条第一項に規定する地方管理空港における同法第八条第一項又は第四項に規定する工事に関する事業</u></p> <p>ニ・ヌ (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>(定義)            第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 この法律において「拠点施設関連基盤施設整備事業」とは、都道府県が実施する事業であつて、次に掲げるものをいう。</p> <p>一 次に掲げる事業であつて、拠点施設の整備を特に促進することが適当と認められる地区（以下「重点地区」という。）の区域における民間事業者その他の者による拠点施設の整備に関する事業の施行に関連して当該事業と一体的に実施することが必要となるもの</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 空港整備法（昭和三十一年法律第八十号）<u>第二条第一項第二号に規定する第二種空港又は同項第三号に規定する第三種空港における同法第八条第一項若しくは第四項又は第九条第一項若しくは第三項に規定する工事に関する事業</u></p> <p>ニ・ヌ (略)</p> <p>4 (略)</p>

改正案	現行
<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 国土交通省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 〓百八（略）</p> <p>百九 空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港その他の飛行場（以下「空港等」という。）及び航空保安施設の設置及び管理並びに空港等の設置及び管理に<u>関連する環境対策に</u>関すること。</p> <p>百十 〓百二十八（略）</p> <p>第十四条 交通政策審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 観光立国推進基本法（平成十八年法律第百十七号）、全国新幹線鉄道整備法（昭和四十五年法律第七十一号）、本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法（昭和五十六年法律第七十二号）、造船法（昭和二十五年法律第二百二十九号）、臨時船舶建造調整法（昭和二十八年法律第四百十九号）、船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第四百十九号）、水先法（昭和二十四年法律第二百一十一号）、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）、港湾整備促進法（昭和二十八年法律第七十号）、広域臨海環境整備センター法（昭和五十六年法律第七十六号）、<u>空港法</u>、<u>気象業務法</u>（昭和二十七年法律第</p>	<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 国土交通省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 〓百八（略）</p> <p>百九 飛行場及び航空保安施設の設置及び管理並びに飛行場の設置及び管理に<u>関連する環境対策に</u>関すること。</p> <p>百十 〓百二十八（略）</p> <p>第十四条 交通政策審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 観光立国推進基本法（平成十八年法律第百十七号）、全国新幹線鉄道整備法（昭和四十五年法律第七十一号）、本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法（昭和五十六年法律第七十二号）、造船法（昭和二十五年法律第二百二十九号）、臨時船舶建造調整法（昭和二十八年法律第四百十九号）、船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第四百十九号）、水先法（昭和二十四年法律第二百一十一号）、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）、港湾整備促進法（昭和二十八年法律第七十号）、広域臨海環境整備センター法（昭和五十六年法律第七十六号）、<u>気象業務法</u>（昭和二十七年法律第百六十五</p>



百六十五号) 及び海上交通安全法(昭和四十七年法律第百十五号)の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

2 (略)

(地方整備局)

第三十一条 地方整備局は、国土交通省の所掌事務のうち、次に掲げる事務(北海道の区域に係るものを除く。)の全部又は一部を分掌する。

一 五 (略)

六 空港等に関する国の直轄の土木施設の整備及び災害復旧に関すること。

2 (略)

(北海道開発局)

第三十三条 北海道開発局は、国土交通省の所掌事務のうち、北海道の区域に係る次に掲げる事務を分掌する。

一 五 (略)

六 空港等に関する国の直轄の土木施設の整備及び災害復旧に関すること。

2 五 (略)

(地方航空局)

第三十八条 地方航空局は、国土交通省の所掌事務のうち、第四条第百四号、第百六号から第百八号まで、第百九号(空港等)に関する国の直轄の土木施設の整備及び災害復旧に係るものを除く。)、第百十号(航空路、航空交通管制(航空路管制及び進入管制に限る。))及び飛行計画の承認に係る

号) 及び海上交通安全法(昭和四十七年法律第百十五号)の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

2 (略)

(地方整備局)

第三十一条 地方整備局は、国土交通省の所掌事務のうち、次に掲げる事務(北海道の区域に係るものを除く。)の全部又は一部を分掌する。

一 五 (略)

六 飛行場に関する国の直轄の土木施設の整備及び災害復旧に関すること。

2 (略)

(北海道開発局)

第三十三条 北海道開発局は、国土交通省の所掌事務のうち、北海道の区域に係る次に掲げる事務を分掌する。

一 五 (略)

六 飛行場に関する国の直轄の土木施設の整備及び災害復旧に関すること。

2 五 (略)

(地方航空局)

第三十八条 地方航空局は、国土交通省の所掌事務のうち、第四条第百四号、第百六号から第百八号まで、第百九号(飛行場)に関する国の直轄の土木施設の整備及び災害復旧に係るものを除く。)、第百十号(航空路、航空交通管制(航空路管制及び進入管制に限る。))及び飛行計画の承認に係る

ものを除く。)、第百十一号(航空・鉄道事故調査委員会の行う航空・鉄道事故調査委員会設置法第三条第一号から第三号までに規定する調査に対する援助に係るものに限る。)、第百十四号及び第百二十八号に掲げる事務を分掌する。

2  
(略)

ものを除く。)、第百十一号(航空・鉄道事故調査委員会の行う航空・鉄道事故調査委員会設置法第三条第一号から第三号までに規定する調査に対する援助に係るものに限る。)、第百十四号及び第百二十八号に掲げる事務を分掌する。

2  
(略)